

常任総務委員会要点記録

○開会日時 令和2年3月13日(金) 午前10時

○場 所 伊東市役所第2委員会室

○出席委員 7名

| | | | |
|-----|-----------|-----|-----------|
| 1 番 | 宮 崎 雅 薫 君 | 2 番 | 長 沢 正 君 |
| 3 番 | 大 川 勝 弘 君 | 4 番 | 四 宮 和 彦 君 |
| 5 番 | 重 岡 秀 子 君 | 6 番 | 浅 田 良 弘 君 |
| 7 番 | 石 島 茂 雄 君 | | |

○出席議員 12名

| | | | |
|-----|-----------|-----|-----------|
| 議 長 | 佐 山 正 君 | 副議長 | 中 島 弘 道 君 |
| 議 員 | 田久保 眞 紀 君 | 議 員 | 仲 田 佳 正 君 |
| ” | 鈴 木 絢 子 君 | ” | 杉 本 一 彦 君 |
| ” | 佐 藤 龍 彦 君 | ” | 杉 本 憲 也 君 |
| ” | 井 戸 清 司 君 | ” | 篠 原 峰 子 君 |
| ” | 佐 藤 周 君 | ” | 青 木 敬 博 君 |

○説明のため出席した者 27名

| | |
|-------------------|-------------|
| 副 市 長 | 若 山 克 君 |
| ” | 中 村 一 人 君 |
| 企画部長兼市長戦略監 | 杉 本 仁 君 |
| 同行政経営課長 | 小 川 真 弘 君 |
| 同市政戦略課長 | 佐 藤 文 彦 君 |
| 同情報政策課長 | 稲 葉 信 洋 君 |
| 理 事 | 奥 山 貴 弘 君 |
| 危機管理部長兼危機管理監 | 村 上 靖 君 |
| 総 務 部 長 | 浜 野 義 則 君 |
| 同庶務課長兼選挙管理委員会事務局長 | 小 川 直 克 君 |
| 同 財 政 課 長 | 木 村 光 男 君 |
| 同 課 税 課 長 | 萩 原 智 世 子 君 |
| 同 収 納 課 長 | 渡 辺 拓 哉 君 |
| 市 民 部 長 | 西 川 豪 紀 君 |
| 同 市 民 課 長 | 大 川 雄 司 君 |

| | |
|-------------------------|-------------|
| 同 環 境 課 長 | 小 澤 剛 君 |
| 同 保 険 年 金 課 長 | 肥 田 耕 次 君 |
| 健 康 福 祉 部 長 | 下 田 信 吾 君 |
| 同 健 康 推 進 課 長 | 松 下 義 己 君 |
| 観 光 経 済 部 長 | 近 持 剛 史 君 |
| 建 設 部 長 | 石 井 裕 介 君 |
| 建 設 部 次 長 | 長 澤 一 徳 君 |
| 会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長 | 三 好 尚 美 君 |
| 上 下 水 道 部 長 | 白 鳥 謙 治 君 |
| 教 育 委 員 会 事 務 局 教 育 部 長 | 富 士 一 成 君 |
| 同 次 長 兼 教 育 総 務 課 長 | 岸 弘 美 君 |
| 監 査 委 員 事 務 局 長 | 鈴 木 恵 美 子 君 |

○出席議会事務局職員 3名

| | |
|-------------|------------|
| 局 長 稲 葉 和 正 | 局長補佐 富 岡 勝 |
| 主 事 山 田 拓 己 | |

○会議に付した事件

- 1 市議第39号 伊東市印鑑条例の一部を改正する条例
- 2 市議第40号 伊東市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例
- 3 市議第44号 伊東市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 4 市議第59号 令和2年度伊東市国民健康保険事業特別会計予算
- 5 市議第60号 令和2年度伊東市土地取得特別会計予算
- 6 市議第61号 令和2年度伊東市霊園事業特別会計予算
- 7 市議第63号 令和2年度伊東市後期高齢者医療特別会計予算
- 8 市議第57号 令和2年度伊東市一般会計予算所管部分
- 9 令和2年度における常任総務委員会所管事務調査の継続調査について

○会議の経過概要

○委員長（四宮和彦君）開会する。

○委員長（四宮和彦君）この際、お諮りする。付託議案の説明は既に本会議において終了しているので、委員会における説明は省略したいと思う。これに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（四宮和彦君）異議なしと認め、さよう決定した。

この際、申し上げる。審査に当たっては、議題に対する質疑は簡潔に、議題から外れないようお願いする。あわせて、審議の進行が円滑に進むよう、具体的に何ページの何の事業についてなどの一言を添えていただくよう協力をお願いする。

○委員長（四宮和彦君）日程第1、市議第39号 伊東市印鑑条例の一部を改正する条例を議題とする。

直ちに質疑に入る。発言を許す。

○5番（重岡秀子君）まず確認したいが、議場でもこの条例は必要ないのではないかという意見もあり、技術的助言という書き方もされている部分があるが、改正するかどうかは伊東市に任されているのか。

○市民課長（大川雄司君）印鑑登録については自治事務というふうに定められているので、伊東市の裁量で決定することになっている。

○6番（浅田良弘君）ここは議場で大変議論になっていたが、成年後見制度適正化法の整備ということで今回条例の改正がされていると思う。気になったのが、議場の質疑のときに話していたのは、後見人と被後見人が一緒に役所に来ることは、私が知っている後見人制度の中では考えにくい、あり得るのか。

○市民課長（大川雄司君）改正前については、成年被後見人は印鑑登録ができないものとなっているので、委員が言われるような成年被後見人と成年後見人、法定代理人が同席して申請する場面はなかった。今回は成年被後見人を一概に門前払いというか、資格がない者にするわけではなく、事情によって成年被後見人の方も印鑑登録の入り用がある場合には、意思能力の具備を担保するために成年被後見人と成年後見人、両方の方に窓口に来ていただいて申請を受け付ける。

○6番（浅田良弘君）この後見人制度の中に、認知症の宣告が医師によってされたような場合、例えば認知症のおそれがあるような医師の判断が患者にされた場合、事前に後見人をお願いする内容もあるが、医者の方で認知症に判断されているにもかかわらず印鑑証明をとりに来る方は、この制度に対応するのか。それとも普通に印鑑証明をとってもいいのか。

○市民課長（大川雄司君）成年後見制度については、医師の意見だけではその決定がなされない、裁判所等の手続が必要である。裁判所等の手続によって後見が開始した場合には現行では受け付けられない。改正後は先ほどの話のとおり、成年被後見人と同席していただければできるので、成年後見人がついていない方、成年後見の開始が確定されていない方については、今現在ではこれからも印鑑の登録は可能である。

- **5番**（重岡秀子君）この条例では抹消の問題も出てくるが、基本的なことを聞きたいが、例えば認知症になられた高齢者が、成年後見人にかかわらず実印をなくしてしまって、新たに実印登録をしたいときに、1人の名前で2つの実印はできないので、前の実印を廃止すれば新しい印鑑でできるのか。実印が必要な場面が高齢者でも出てくると思うが、どうか。
- **市民課長**（大川雄司君）委員おっしゃるとおり、1人につき印鑑は1つの登録となっている。実際に認知症と心配される中で、何度も印鑑登録をされる方があった場合には、市民課の窓口での印鑑登録だけでなく、その方の生活全般がとても心配なので、福祉のほうに相談してみて、そちらで生活全般の様子を確認させていただくことにつながっている。
- **7番**（石島茂雄君）一緒に行けば被後見人も印鑑登録できるが、その管理は誰が行うのか。例えば、重要書類は必要になってくる。仮にその方が1人でいたときに、悪意を持って勧誘してきた人が、ここに押してほしいと言って押してしまう場合がある感じもする。つくれるが、管理するのは後見人なのか。そうなった場合、後見人の方にもし悪意がある場合は、それを悪用するケースもあるとは思うが、防止策はどうなっているか。
- **市民課長**（大川雄司君）おっしゃるように、今後、改正された場合には成年被後見人も印鑑登録ができるようになる。ただ、現在でも後見人がついた方については、成年被後見人の実印ではなく、成年後見人が財産一般を管理しているので、成年被後見人にかわって後見人の実印で実際の財産等を管理することができることになっている。したがって、一般に成年被後見人が印鑑を登録する必要が果たしてあるのかという部分が第一にある。それでもなおかつ、どうしても入り用で印鑑を登録したいということであれば、それはそれだけの重大なやむを得ない理由があるのだから、そのことについては成年後見人にしっかりと財産管理の一部に含めていただいて、管理していただこうと考えている。ただ、その後、悪意を持ってという話があったが、私どもは登録した側であって、その後の悪意についてはそれなりの法の中で対処していくものと思う。
- **5番**（重岡秀子君）まず、現在の状況を伺いたいですが、例えば議場で本人確認、意思があるかどうかの確認が難しいのではないかという意見もあったが、実際には窓口では本人が来られない場合は委任状ということもある。そうすると、その場で、原則としては今度の、条例改正の中で本人の意思確認ができるという条項があるが、実際の印鑑登録の新規の登録の場面で、本人が行かなくても委任状でできたり、本人が、例えば、ちゃんとしっかり話せなかったり、書けなくても、親族等と一緒にそばについてきて代筆したり、窓口では印鑑登録が必要な旨を、本人の意思は確認するが、実際にはちゃんと話せなかったり、書けない人でも親族がそばにいて、親族がどういう続柄で、誰が代筆をするのかがわかれば印鑑登録ができるようになっているのか。

- 市民課長**（大川雄司君）委員の質疑にあったとおり、窓口で自筆が困難な方、例えば手に障がいをお持ちである方もいらっしゃる。そういう方については、状況の中で一緒に随行された方の代筆等で申請を受け付けることもある。来ないで代理人が行う場合は、当日に印鑑の登録はできない。実際に代理人の委任状だけではなく、市から、そういう申請があった旨、本人に書面を送付し、さらにその書面に本人から、確かに申請の意思がある旨を記入していただいた上で、それをお持ちになって、また代理人に来ていただく形で実施している。
- 5番**（重岡秀子君）現在行っていることを見ると、印鑑登録の際の、確かに本当に本人の意思があるかどうかというのは、なかなか難しいので、いろいろ問題が出たときに責任になるのではないかということがあったが、そういうことを考えると、私は、全国の自治体で大体そういう基準で印鑑登録ができることを考えると、悪用された場合は行政の責任ではなくて、悪用する側が裁判等で問われるときは行政の責任は問われないのではないかと思うが、どうか。
- 市民課長**（大川雄司君）先ほどお答えしたとおり、市としては、印鑑登録自体は印鑑の持ち主と印章を証明することの印鑑登録であるので、その後の犯罪について問われることはないと思う。
- 6番**（浅田良弘君）これも確認で、議場でもあったが、代理人が実際に役所に来られて印鑑証明をとりたいといった場合、印鑑証明はとれるのか。
- 市民課長**（大川雄司君）印鑑証明をとれるということは、登録のことかと思うが、登録自体については先ほど話したとおり、一回受け付けて、御本人にこういう方が見えているということで書類を見せて、その中で御本人がもう一度、確かにということで書面をいただいて、その上で登録をしている。
- 6番**（浅田良弘君）対応する職員は、やはりそれなりに本制度を理解したような職員が対応されるのか。
- 市民課長**（大川雄司君）職員が異動等の際には、必ず職員の中で確認して、やり方等についてはしっかりと理解した上で事務を行っている。
- 5番**（重岡秀子君）基本的には法の考え方というか、もともと成年後見人制度をもう少し使いやすくというか、普及させようという法律が、まずあったと思う。成年後見人制度を広めるための法律があって、それに基づいて、そうであるなら成年被後見人の権利が制限されるようでは普及にならないのではないかということで、この適正化を図るための関係の整備に関する法律案は出されたと思う。

条例ではないが、改正内容の中に、例えば公務員や法人の役員に対しても、成年被後見人は公務員も欠格条項の中に入っていたと。これも欠格条項を、公務員等については国家公務員法とか自衛隊のことで、今、単純に削除をしている。それはなぜ削除してもいいのかというと、

現行制度においては、確かに成年被後見人のような方が公務員を続けられるのはおかしいが、例えば採用するときには適格性を判断する面接があったり、また、途中で心身の故障などによって職務を行うことが難しい場合には、病気休職とか分限などの規定があるということで、この欠格条項から削っても何ら問題はないということで削られているということである。そういうものが地方では、今回は印鑑登録の際の条例であるが、法の趣旨から言って、できない規定から外されているものはほかにあるか。

○**庶務課長兼選挙管理委員会事務局長**（小川直克君）先般、12月の議会で、成年被後見人の人権の尊重という観点から、まとめて何条例か直させていただいている経過がある。その中の主なものとしては、例えば地方公務員法の中で、委員から話があった欠格条項が落ちたので、条ずれ対応をしている。

○**委員長**（四宮和彦君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（四宮和彦君）質疑なしと認める。

委員外議員の杉本憲也議員の発言の申し出がある。この際、これを許可することに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（四宮和彦君）異議なしと認め、発言を許可することに決定した。

杉本憲也議員の発言を許す。

○**委員外議員**（杉本憲也君）今回、委員外議員の発言の機会をいただき感謝する。

早速であるが、本会議場での質疑に続き、今回の印鑑条例の改正案について、議案参考書2、3ページ記載の主に第2条及び第15条に関して、この改正案だけでは、成年被後見人等に対して不利益を生じさせるおそれ等のリスクがまだぬぐえていないものなので何う。

2条関係であるが、今回、印鑑登録の登録資格として、成年被後見人から意思能力を有しない者へ文言を変更する部分についてである。今回の改正通知は、成年被後見人であることによって、不当な差別を撤廃するようという部分については大変よく理解ができる。今回の条例改正案でどうするかということについては、印鑑登録を成年被後見人ができるという自由と、一方で、成年被後見人の財産権、利益をどうやって守っていくか。この2つの利益のバランスをどうとっていくかというところが課題になってくるかと思う。

今回の意思能力を有しない者と条例を改正した場合に、議場で説明したリスクに加えてもう一つ、成年被後見人になっていない認知症等の方で、その方々に対する不利益が生じるおそれがあることがあるので、その点を一つ伺っていきたいと思う。

具体的にどういうことかということ、契約を結ぶには、本来であれば、意思能力というの

が当然必要になる。意思能力がなければ、その契約は無効になるのは民法の大原則のルールになってくる。認知症等で意思能力を失ってしまった高齢者、成年被後見人になられていない方は市内にもいる可能性は十分にあるかと思う。そういった方々が悪徳商法にひっかかってしまうことも本市では十分考えられることだと思う。

そのときに、被害に遭われた高齢者側としては、意思能力がないということで、契約そのものの無効裁判等を通じて主張していくわけになるが、その際、今回の改正で、意思能力があるかないかというものを印鑑登録の要件に掲げてしまったことによって、裁判において、印鑑登録がある、ないということがその方の意思能力のある、ないに結びついてしまうような判断がされてしまうおそれが当然出てくる。

その裁判におけるリスクをどうやって今回取り除いていくかということも、この条例改正においては考えなければならない大きな点になってくるかと思うが、こういった高齢者の方にとって生じる新たな不利益のリスクに対して、市としてどういう方策を講じていくのかということについて教えていただければと思う。

- 市民課長**（大川雄司君）そのような心配も確かにある。その場合は、認知症の方についても、現行でも改正後であっても、印鑑登録は確かにできる。印鑑登録であるが、窓口に見えたときに、意思能力等を確認して、できないものに該当しなければ登録ができることになるので、認知症の方であっても、多少そういうことがあっても、印鑑登録はできる。

私どもとしては、その後もずっとその方が意思能力があることを保証するものではなく、窓口に来たときに、確かにやりとりの中で認知する能力がある、意思能力があるということで、その場合で登録しているので、もしその後に意思能力がないということになった場合に、私どもの印鑑登録の要件は、そこまでを担保するものではないと考えている。

- 委員外議員**（杉本憲也君）意思能力が途中でなくなってしまった場合については、意思能力の判断はないということで今答弁いただいた。一方で、15条1項、2項のところで、職権で印鑑登録を抹消できる場合ということで、成年被後見人に該当する後見の審判が確定したときというのを完全削除した。本会議場での答弁等を聞くと、後に意思能力を有しなくなってしまった場合については、現行では6号で、改正後は5号に上がる。市長が印鑑登録原票を抹消すべき事由が生じたことを知ったときというところで、職権で削除していきますということがある。

これは本文条例を見ると、市長は、印鑑登録者について、次のいずれかの事由が生じたときは、印鑑の登録を抹消するものとする義務的になっていて、裁量権が全くない。なので、市として、この方に意思能力がないのがわかった段階で、抹消しなければいけないことになっている。

そうすると、先ほどの話に戻るが、裁判において、意思能力がなくなったら抹消しなければ

いけないルールになっているのに、登録され続けていることは、その方に意思能力があるのだということを推定させる大きな原因にもなりかねないわけである。その部分の手当てをこの改正をしたことによって、改正本文上ではその手当てはなかなか見出せないで、さまざまな処理基準等、基準をしっかりと定めてやっていくことも必要になってくるかと思う。そういった部分でどう考えているか。具体的に意思能力の判断は本当に難しいものであるから、その処理基準についてはどういうふうに考えているか。

- 市民課長**（大川雄司君）その取り扱いについては別に審査基準を要綱で定めて取り扱うものとしたと思っている。

改正後の第15条第5号については、そのところで市長が印鑑登録原票を抹消すべき事由が生じたときという中に含めて、そこを後見開始の審判が確定したことを知ったときと定める。それに加えて、この事由により印鑑登録の抹消をしたときは、同条第2項の通知にあわせ、成年被後見人から印鑑の登録の申請を受けた場合において、法定代理人が同行しており、かつ当該成年被後見人本人による申請があるときは、当該成年被後見人は意思能力を有するものとして、印鑑の登録の申請を受け付けるものとする旨を通知することを定める。もう一つ、印鑑登録が印鑑登録者の意思により登録されたものではないなど、虚偽の申請のものであるときに判明したとき。この2つを載せて要綱として取り扱うものに考えている。

- 委員外議員**（杉本憲也君）そういう要件で掲げるが、成年被後見人になったら抹消すると処理基準の中で読み込むということであるが、大もとの2条2項を変えている。意思能力を有しないもの。登録する時点では意思能力を有していて、登録後、先ほど申したとおり、意思能力がなくなってしまった方については、先ほどの処理基準では、それに該当するもの、市長が印鑑登録原簿を抹消すべき事由の中にそれが含まれていなかったの、そこは含めていく予定があるか。

- 市民課長**（大川雄司君）その後の認知の度合いについてはなかなか判断できるものではないと思っている。従前から印鑑登録をできないものとする中に、成年被後見人というところの線引きをしているのはそのためであると考えている。その線引きをそのまま改正後も同じように取り扱うことで、その後、認知機能について変更があった場合については、ただそれだけをもって印鑑登録を抹消することは考えていない。ただ、その後、実際に成年後見が開始されたときには抹消するというので取り扱いをしたいと思っている。

- 委員外議員**（杉本憲也君）成年被後見人の運用としては従来どおりにやっていくということだろうとは思いますが、そうすると、条例上、言葉尻を残していくことがよろしくないということだと思う。成年被後見人と意思能力がないことは全くのイコールではなくて、条例上、意思能力がある、ないを要件に掲げている以上、これをもとに意思能力の有無を判断していかなければ

いけない。

その基準の一つとして、成年被後見人であるかないかを基準として掲げていくのは十分理解ができるが、一方で、審査する側で言うと、先ほども出ていたが、市民課窓口の業務委託が行われていく中で、印鑑登録業務については外部委託の対象になることを伺っている。その中で、公務員の職員ではない方がそういった印鑑登録を扱うことになると、より厳密な基準をきめ細やかに定めていく必要が当然あるかと思う。

それはなぜかという、窓口が外部委託されることによって、直接市民課の皆さんが指揮監督できない状態になっていく。外部委託された方が誤った認識のもとで登録手続を行っていたとしても、すぐ注意ができない。なので、あらかじめマニュアル化、ルール化することが非常に重要になってくるが、そこは条例の本文上で出てくるものではなかった。

改正前は非常に明解な登録基準が定められていて、誰をもってしても、15歳未満であるかどうかとか、成年被後見人であるかどうかと一発ですぐわかる決まりになっていた。今回改正することによって、それが漠然化して少しぼやけてしまっている。意思能力があるかないかと答弁も本会議場であったが、一見すると、外見上なかなかわかりにくいこともある。であればこそ、今まで定められていなかった処理基準とか審査基準をよりきめ細やかに整理していく必要があるかと思う。

先ほど少し説明があったが、登録手続に関しての処理基準、審査基準、そして職権抹消における処理基準、審査基準について、しっかりと整備をするのかどうか1点。整備するのであれば具体的な内容をもう少し教えてもらいたい。

もう一つは、しっかりとそれを市民の皆様にも周知しなければ意味がないので、周知する方法はどういう形にしていくのか、公にする方法について伺う。

○市民課長（大川雄司君）このたびの取り扱いについては、第2条についても、先ほどと同じように審査基準を定めた上で、要綱等で取り扱うものとする。

第2条第2項第2号については、意思能力を有しないものについて決める。意思能力を有しないものとは、成年被後見人とすると定めるが、その後、ただし書きをつけて、「ただし、成年被後見人から印鑑の登録の申請を受けた場合において、法定代理人が同行しており、かつ当該成年被後見人本人による申請があるときは、当該成年被後見人は意思能力を有するものとして、印鑑の登録の申請を受け付けるものとする」と定める予定である。

そのことについては、業務委託しても、マニュアル等で先方には必ず徹底するし、印鑑登録の際も、委託にはするが、実際には窓口での受付であるとか手渡しするその部分の委託で、実際に申請を受けた後、そのまま委託業者の中で終わるわけではなく、市民課の市職員に必ず確認、判定のもとで、交付の可否について行うことになっているので、そういうことで取り扱う。

広報については、市民課の中に先ほどの要綱等を提示するのはなかなかできかねるので、ホームページであるとか市の広報、そのあたりを使って広報していきたいと思う。

- 委員外議員（杉本憲也君）基準を定めること自体はやるべきことだと思うし、ぜひお願いしたいことであるが、その内容が成年被後見人であることがそのままスライドして基準になってしまうと、結局、条例の文言上、成年被後見人という言葉が消したのに、審査基準でそれがそのままスライドしてしまうと全く意味がないものになってしまう。市民の皆さんからすれば、意思能力がないイコール成年被後見人ではないか。不当な差別解消という趣旨が全く実現できていないのではないかということが当然あることになってしまうので、その処理基準については、しっかり意思能力がある、ないという中の基準の一つとして成年被後見人を挙げていただくことはいいが、それ以外の事情もしっかりと精査をしていただきたいと思う。

そのところについて精査ができなければ、条例を改正してもメリットが何もなくなってしまうので、条例改正をしたら、施行日まで期日がないことも伺っている。数日しかないが、しっかりと施行日には、その基準がより明確化されていることを願っている。その点について約束いただけるか。

- 市民部長（西川豪紀君）杉本議員ご懸念の部分については十分に認識しているところであるので、その点については、条例の公布の日までにしっかりとそういった基準については整理していきたい。

- 委員外議員（杉本憲也君）そこが非常に重要になる。自治事務であるからこそ、伊東市が独自で成年被後見人の方の利益を守っていく。市民の安心、安全を守っていくことが不可欠になる。今回の改正によって、今までなかった処理基準が定められて、より緻密で丁寧な審査ができるようになるし、よりメリットもあるかと思う。そのメリットを最大限に生かしていただいて、単純に文言を削除するだけという言葉狩りのようなことをしないで、実際に意思能力の有無についてはしっかりと検討していただいて、それを文字に起こしていく、決まりにしていけることが、その時々によって扱いが変わったというトラブル防止にもつながるので、施行日までしっかりとその規則づくりはよろしくお願ひしたい。

- 委員長（四宮和彦君）これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（四宮和彦君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。市議第39号は、原案を可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛成者挙手〕

○委員長（四宮和彦君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

○委員長（四宮和彦君）日程第2、市議第40号 伊東市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を議題とする。

直ちに質疑に入る。発言を許す。

○5番（重岡秀子君）これは会計年度任用職員と絡むものではないかと思うが、ここに給料と書いてあることは、会計年度任用職員のフルタイムの職員に対しての公務災害の規定という理解でいいか。

○行政経営課長（小川真弘君）委員の言われるとおりである。

○5番（重岡秀子君）そうすると、議場の質疑の中で、フルタイムの会計年度任用職員とパートの任用職員でほとんど勤務内容が同じで、時間も変わらないような方がいて、片や公務災害は適用されるが、パートタイムの方には適用されないようなことがあるのか。その辺の違いが出てくるのか。

○行政経営課長（小川真弘君）今回は、フルタイムの方が給料というもので支給される。これまでも臨時職員の方は補償の対象になっているので、ただ、この経費が新たに加わっただけのことである。

○委員長（四宮和彦君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（四宮和彦君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（四宮和彦君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。市議第40号は、原案を可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛成者挙手〕

○委員長（四宮和彦君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

○委員長（四宮和彦君）日程第3、市議第44号 伊東市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とする。

直ちに質疑に入る。発言を許す。

○5番（重岡秀子君）これは医療分に係る基礎課税額の限度額ということである。後期高齢者健診と介護保険診査と分かれているが、今回の場合は、医療分のところだけの上限を上げたとい

うことだと思ふ。医療分のところだけ上げた理由はどういうところにあるのか。

○**保険年金課長**（肥田耕次君）厚生労働省の方針によって、社会保険の負担の限度額に近づけていくのが一つある。また、高所得な方の部分を上げていくことによって、負担していただくことによって、低・中所得者の税率等を余り上げないようにという配慮に基づき、今回は医療分のところを3万円ということによって上げさせていただきたい。

○**5番**（重岡秀子君）3つとも上げる場合もあるが、今回の場合は、そういうところで何とかやっているとことだと思ふ。議場では、これで351万円ぐらいの影響額というか、歳入に入ってくるということであった。聞き漏らしたが、伊東市でこれの対象になるのは、世帯で言うとどれぐらいあるのか。

○**保険年金課長**（肥田耕次君）3万円を超える世帯が112世帯、100円から2万9,900万円、3万円以内で増加する世帯は11世帯、計123世帯と試算ではなっている。

○**委員長**（四宮和彦君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（四宮和彦君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（四宮和彦君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。市議第44号は、原案を可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛成者挙手〕

○**委員長**（四宮和彦君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

○**委員長**（四宮和彦君）日程第4、市議第59号 令和2年度伊東市国民健康保険事業特別会計予算を議題とする。

直ちに質疑に入る。質疑は全般について行ふ。発言を許す。

○**3番**（大川勝弘君）1点だけ確認させていただきたい。前年度に比べて本年度の国民健康保険税は減額になっているが、伊東市の国民健康保険の割合は去年と比べてどのように推移して、こういう数字になったのか確認したい。

○**保険年金課長**（肥田耕次君）最近のデータではないが、減少しているという傾向はある。皆様に配っている伊東市の国保という冊子があるが、その中で国保加入者は、平成29年は2万2,953人が平成30年度の段階で2万1,674人で1,000人以上の減少、世帯についても1万4,704世帯から1万4,099世帯と約700世帯ぐらい減少している。同じよう

なことだが、人数だけになるが、令和元年9月末の被保険者数だけだが、2万1,153人となっているので、平成30年度の終わりから500人ほど減少している状態になっている。

- 3番（大川勝弘君）詳しくわかったが、伊東市においては個人事業主が多く、国保の方も多いかと思うが、実際、社会保険のほうかふえて国保が減っているという全体的な国民健康保険の減少と考えていいか。
- 保険年金課長（肥田耕次君）1点としては、平成26年から始まった社会保険の適用拡大と強化に伴い、これまで見過ごされていた小さな事業主のところまで、おたくも社会保険に加入しなければだめだよということで加入を厳しくさせられたという部分があり、それによる減少がある。もう1点は、後期高齢者のほうに加入しているという話で減少をしている。ただ、伊東市の場合、やはり県内での国保加入者割合は、同じ国保だと順位としては高い位置にいるのは事実である。
- 6番（浅田良弘君）10ページの法定繰入分になるが、まず12ページ、その他一般会計繰入金だが、当該年度については7,000ちょっとで、たしか30年度は2億円を超えていたような予算だったと思うが、その当時より予算が減ったのはどういう理由か。
- 保険年金課長（肥田耕次君）令和元年度当初予算でのその他という部分では7,952万2,000円である。令和2年度がそちらに記載のとおり8,576万8,000円なので、今年度は624万6,000円ほどふえている。多分、基金の部分だと思うが、こちらは前年度が1億9,686万2,000円で、今度は2億3,500万円という形で、今回は基金のほうで予算を支えているという状態になっている。
- 6番（浅田良弘君）今までも繰入分は補正で入れていると思うが、今回、コロナウイルスの関係で、政府のほうで保険適用になったので、保険料がかなり増加する可能性もあると思うが、そういった場合の備えというものは実際に考えているのか。
- 保険年金課長（肥田耕次君）今回、コロナウイルスについては1月から始まったものなので、新年度予算では当然想定されていないが、通常のインフルエンザの流行があると1億円ぐらい医療費がふえるので、インフルエンザの医療費に対する1億円分ぐらいの保険給付というのは余裕をとって計算している。
- 6番（浅田良弘君）なかなかわからないと思うが、県からの交付、税金みたいなお話というのは現状あるのか、ないのか聞いて、最後にする。
- 保険年金課長（肥田耕次君）現状においては無い。
- 7番（石島茂雄君）これが減ってきた世帯数とか人数の中で、経済的にきつくなって自動的に払えないという方もいるのか、それはわからないか。
- 保険年金課長（肥田耕次君）実際問題、国保税自体が100%収納できているわけではないの

で、払えないとか、払いたくないという人もいます。それについては収納課で確認をとりながら、払えない人にまで徴収するようなことはしないが、資産があるにもかかわらず滞納する方には差し押さえをしたり、厳正に対応していくことになるような状態もあるようである。

- **7番**（石島茂雄君）これは方向がずれるかもしれないが、私も数多くのアルバイトなどをした中で、年配の方は払っていない。心配しているのは、ひとり暮らしで病気になったときに足が遠のいてしまう。当然行けば受診ができないということはないが、そういう方はどんどん重篤化してしまうし、下手したら孤立して、最終的には孤独死に向かうという可能性も少なからずあると思う。横浜市にいたときは介護をやっていたので、そういう方を見たが、救済というのをおかしいが、そういうところの連携とか救済は現在あるか。
- **保険年金課長**（肥田耕次君）一部負担金の減免規定というのがあるので、そういう方で申し出があればそのような審査をさせていただくようになっている。
- **5番**（重岡秀子君）歳入、8ページから10ページ、県補助金の関係である。補正予算のほうでも触れたが、保険者努力支援分と特別調整交付金分（市町村分）はどのような見込みで算定するのか。前年度といろいろ仕組みが変わっていないかということだと思うが、その辺はいかがか。
- **保険年金課長**（肥田耕次君）保険者努力支援分に関しては、県が前年の実績をもとに、国に早目に大体これぐらいもらえるのではないかとということをして、伊東市だとこれぐらい出るのではないかと事前に教えてくれるので、その数字で掲載している。特別調整交付金については、市町村分に対してはこれまでの実績をもとにやらせていただいている。
- **5番**（重岡秀子君）同じページの繰入金で、先ほどの浅田委員と関係あるが、一般会計の繰入金は2,300万円減っているが、逆に基金の繰り入れのほうはかなり大きな数字で、1億9,680万2,000円ふえている。国保の運協などでも一般会計の繰り入れが……（1番 宮崎雅薫君「今言ったのは、増減額ではなく前年度の予算」と呼ぶ）失礼した。基金の繰り入れのほうは3,855万7,000円前年よりふえているが、この辺の予算の組み方は基本的にどのように考えているのか。
- **保険年金課長**（肥田耕次君）その他一般会計繰入金については、平成30年度——29年度から、基準は財政支援的なものとそうではないものと分けられ、財政支援的なものを入れていくと赤字保険者という対象にされてしまう。赤字保険者ということにされると、結局、半ば強制的に県の指導で税率を上げなければいけないことになる。なので、本市としても特定健診の補助とかそういう部分、財政支援に当たらない部分でその他繰入金を入れていただいて、さらに不足分については基金で賄うことでやっている。
- **6番**（浅田良弘君）30ページの間人ドック、脳ドックである。説明では人間ドックが400

人分、脳ドックが150人分だが、実際に受診率はどうなっているのか。

○健康推進課長（松下義己君）人間ドックは400人、脳ドックがその他120人、これは抽せんをするぐらいの応募があるので、ほとんどの方が受診をされている状況である。

○6番（浅田良弘君）理解した。

これはことしも補正が組まれたと思うが、400人以上になっているが、要するに補正を組まれると何人ぐらいまで追加をできるのか教えてほしい。

○健康推進課長（松下義己君）補正はしておらず、定員については、人間ドックであれば医師会に相談している。さまざまな健診等をお願いしているので、医師会で対応できるキャパシティの問題もあるので、ここのところ400人でやっている。

脳ドックについては、市民病院にもお願いしているが、これもかなり時間がかかるものである。毎年少しずつふやしているが、令和2年度については前年から30人増の150人というスケールで実施をすることで考えている。

○7番（石島茂雄君）今、浅田委員の質疑で感じた点をお聞きしたい。私も人間ドックとか健診を受けるために来るが、今でも一応一部のドクターなどが本とかを出していて、ドックの中で使われる放射線自体も人体にかなり悪影響があると警告されている方もいる。それがかなりの実例が出ているという話も聞いているが、それをぼんと出してしまった、100%いいという状態で市が出している感じがするけれども、医療的にはCTにしても被曝をするというのは認められているので、やはり受診は気をつけなければいけない人もいると思う。そのところの医師との疎通、例えば医師がそれをしっかり警告して受けさせる、問診みたいなものをしてから受けさせる、今後そういうのも必要なのではないかと思っている。そういった医師とのすり合わせとか、やはり今、震災でまた被曝とかが出ているので、医療被曝に気をつけるという点からも、わかる範囲でお願いしたい。

○健康推進課長（松下義己君）市民病院で行っている脳ドック、医師会で行っている人間ドックも、必ずやる前に受診される方に詳細な説明をしているので、ある意味そういった不安も解消する形で丁寧に説明してから実施をして、そういったところは丁寧に説明されていると思う。

○委員長（四宮和彦君）暫時休憩する。

午前10時59分休憩

午前10時59分再開

○委員長（四宮和彦君）再開する。

○5番（重岡秀子君）同じ30ページの基金積立金である。先ほどの答弁で、基金というのは値上げを抑えるために重要なお金になっていると思うが、ここで基金の積立金が余り計画されて

いないが、最後に決算時に補正とかでやっていくのか、それとも今、積立金がかかなりあるので当面は余り考えなくてもいいのか、その辺の基本的な考えはどうか。

○**保険年金課長**（肥田耕次君）基金積立金については、当初予算においては当然歳入、歳出で均衡をとっているのので、9ページ、財産収入の利子及び配当金の金額28万2,000円はそのまま積み立てるということで、基金積立金は28万2,000円で予算を組んでいる。先ほど言ったとおり、その後に積むのは、今回3月は一般財源が少し余ったので基金に積むとか、決算の中で余剰金が発生して、その中で返還金等の余剰金がまた出れば積むという形で考えている。

○**委員長**（四宮和彦君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（四宮和彦君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（四宮和彦君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。市議第59号は、原案を可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛成者挙手〕

○**委員長**（四宮和彦君）挙手全員である。よってさよう決定した。

○**委員長**（四宮和彦君）10分間ほど休憩する。

午前11時 1分休憩

午前11時10分再開

○**委員長**（四宮和彦君）休憩前に引き続き、会議を開く。

○**委員長**（四宮和彦君）日程第5、市議第60号 令和2年度伊東市土地取得特別会計予算を議題とする。

直ちに質疑に入る。質疑は全般について行う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（四宮和彦君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（四宮和彦君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。市議第60号は、原案を可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛成者挙手〕

○委員長（四宮和彦君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

○委員長（四宮和彦君）日程第6、市議第61号 令和2年度伊東市霊園事業特別会計予算を議題とする。

直ちに質疑に入る。質疑は全般について行う。発言を許す。

○5番（重岡秀子君）1点だけお聞きする。9ページの霊園整備基金費が本年度は本当に利子程度であるが、昨年度は基金を積んだがことしは積まないというのはどのような考えなのか。

○市民課長（大川雄司君）令和2年度の霊園整備基金積立金は、本年度の事業が全体が2,730万円、前年度の事業費が2,700万円ということで、ここで30万円の乖離がある。その中で今回新しく第3期計画基本設計等業務委託料が550万円となっており、その部分で費用がかかったので積み立てができなかったということで、利子分をプラスした分で本年度は積み立てをしている。

○委員長（四宮和彦君）ほかに質疑はあるか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（四宮和彦君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（四宮和彦君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。

市議第61号は、原案を可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛成者挙手〕

○委員長（四宮和彦君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

○委員長（四宮和彦君）日程第7、市議第63号 令和2年度伊東市後期高齢者医療特別会計予算を議題とする。

直ちに質疑に入る。質疑は全般について行う。発言を許す。

○5番（重岡秀子君）歳入の5、6ページでお聞きしたい。ことしは後期高齢者医療保険料が8,170万3,000円増になっているが、後期高齢者の人数がふえていることもあると思うが、

この辺は保険料の改定と絡んでいるのかをお聞きしたい。

- 保険年金課長**（肥田耕次君）お見立てのとおり増の部分もあるが、正確には総務委員会協議会で知らせた数字とは若干下であるが、広域連合からこの数字でこう計算したとの数字を出されたものがこの数字となっている。
- 5番**（重岡秀子君）総務委員会協議会のときにもう少し質疑すればよかったが、もう一度、後期高齢者は2年ごとの保険料改定があるので、今回はそれにかかわる予算だと思うが、この間の説明で後期高齢者医療制度が導入されてから10年たったということで、当初、後期高齢者に負担をかけないために、低所得者は例えば均等割で9割減免があったが、そういうことがなくなって、それぞれ低所得者の軽減特例が廃止されたとの報告があったが、これが大きな影響ではないかと思う。もう一度、例えば8割が7割とか、改定の説明をお願いしたい。
- 保険年金課長**（肥田耕次君）平成30年度は9割の軽減だった方が令和元年度は8割、令和2年度からは7割となる。平成30年度まで8.5割軽減だった方は、令和元年度据え置き8.5割軽減のままである。令和2年度が7.75割軽減という形でまだ少し軽減が残り、令和3年度から7割となっている。
- 3番**（大川勝弘君）重岡委員の質疑に似たようなところもあるが、今、軽減が平成29年8月の後期高齢者医療制度の改正で、例えば1割の方が住民税の課税所得の割合で3割負担になったり、同一世帯の非課税者の所得によって2割軽減という形で変わったと思うが、伊東市でもその軽減策の中で全体の保険料を下げるような施策で始まったと思うが、伊東市の3割負担、2割負担、1割負担の人数の推移と、それに対してどのように予算に影響があったのかを少し教えていただきたい。
- 保険年金課長**（肥田耕次君）現在資料を持ち合わせていないので、後日報告させていただきたいと思う。
- 委員長**（四宮和彦君）ほかに質疑はあるか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長**（四宮和彦君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 5番**（重岡秀子君）後期高齢者医療制度は、保険料額についても伊東市で決められるものではなく広域連合で県が決めるということで、その辺では私たちが賛成、反対と言っても難しいと思うが、低所得者の均等割額が令和3年度までに徐々に割合を下げていくことによって、例えば年収78万円、月6万5,000円ぐらいの基礎年金だけの方でも、その方の保険料が例えば4,600円ぐらいの値上げになってしまう。現在8,000円のところが1万2,600

円まで値上がりしていく。このことについては批判をしていかなければいけないというか認めがたいので、私は値上げ案ということで反対をしたいと思う。

○委員長（四宮和彦君）ほかに討論はあるか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（四宮和彦君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。

市議第63号は、原案を可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛成者挙手〕

○委員長（四宮和彦君）挙手多数である。よって、さよう決定した。

○委員長（四宮和彦君）日程第8、市議第57号 令和2年度伊東市一般会計予算所管部分を議題とする。

直ちに質疑に入る。質疑は、まず歳出を各款ごとに、次に歳入、その他の順で行う。

まず歳出第1款議会費について質疑を行う。事項別明細書は53ページからになる。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（四宮和彦君）質疑なしと認める。

次に、第2款総務費のうち第1項総務管理費第11目住居表示整備費、第17目地域応急処理費、第18目コミュニティ振興費及び第20目健康保養地づくり推進費を除く部分について質疑を行う。事項別明細書は57ページからになる。発言を許す。

○6番（浅田良弘君）事項別明細書その3の22ページ、研修経費で、当該年度から東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会に本市から1名の職員が派遣されているということで、88万3,000円の予算はどういった用途の予算になるのか。組織委員会なのか。

○行政経営課長（小川真弘君）今、東京の組織委員会へ1人職員を派遣している。予定では10月ぐらいまでとなっているので7カ月ほどのもので、主なものは、その分の宿舍の借り上げ料、引っ越しの手数料である。

○6番（浅田良弘君）オリンピックが終了した段階で派遣の方は本市に戻ってくるのか。

○行政経営課長（小川真弘君）当初の予定では終わるまでになっているので、基本的には戻ってくることで考えている。

○6番（浅田良弘君）続いて、23ページになる。庁舎運営事業に関して、1,677万円のその他修繕料等と書いてあるが、もう少し詳しく教えていただきたいことと、無停電電源装置バッテリー交換工事は、ある程度の期間があって交換をするのか、毎年交換するのか、2点伺い

たい。

- 庶務課長兼選挙管理委員会事務局長**（小川直克君）初めの1,677万8,000円の修繕料は、庁舎の本体、設備に関して修繕を行うもので、昨今多くなっているのは、経年劣化している消防の設備、放送の設備を修繕している部分と、例えば今年の台風で本体の一部にふぐあいが出たときに対応している。

無停電電源装置バッテリー交換は、停電時の補助電源として、直流系電源と交流系電源という形でバックアップをとり、直ちに電源が落ちないように対処しているが、今回はそのうち直流系のバッテリーになる。こちらはおおむね10年から15年くらいが寿命とされているので、1回交換するとバッテリーの寿命まではもって、その後また交換のための予算をお願いする形になる。

- 6番**（浅田良弘君）その他の修繕で本体整備であるが、雨の日にロビーのところの雨漏りがすごい。そこら辺はある程度直しているのか、今回の予算で直すのか。

- 庶務課長兼選挙管理委員会事務局長**（小川直克君）雨漏りの原因は、例えば単に天窓のシーリングが劣化したことによる雨漏りや、建物自体にふぐあいで経年によりシーリングが剥がれるが、建物自体のシーリングはどこが剥がれているかがわからないこともあり、直接的、抜本的な修繕がしづらい状態になっている。このため、箇所箇所で発生した雨漏りはその都度対処的にそこの部分に水が回らない対処で対応している。雨漏りが生じたときは、そこの部分を放置しているということではなく、被害状況、緊急度に応じた対処をしていると理解願いたい。

- 6番**（浅田良弘君）雨漏りの箇所は結構滑る。タオルが置いてあるが、ある程度タオルがぬれてしまうと水が拡散して、高齢者や子供がそのの上を通ると非常に危ないので、徐々にでもいいがしっかりと対応願いたい。

続いて、25ページ、男女共同参画事業で、今回令和2年度をもってハーモニープランが終了し、第2のハーモニープランを策定するというので、30年度、31年度は予算的には15万円だったのが今回は345万円となるが、ここら辺は委託なのか、詳しいことが書いていないからわからない。

- 市政戦略課長**（佐藤文彦君）男女共同参画事業は、昨年に比べて事業費が今年度345万3,000円になった主な要因は、浅田委員がおっしゃるとおり、現行プランが令和2年度をもって期間が満了となることから、新たなプランを作成するために委託料を計上させていただいたことが主な増額の要因である。委託の内容は、現況の把握のためのアンケートの実施、市内事業所へのヒアリング等の調査を予定している。基礎調査をもとに集計、分析を行って結果報告を出していただき、それをもとに計画書の策定に進んでいきたいと考えている。

○6番（浅田良弘君）次年度中に完成すると理解した。

続いて26ページ、魅力あるまちづくり事業は、行政区、分譲地等自治会、市民活動団体等、LEDを含めた今回の予算である。昨年の予算のときにLEDの質疑をしたが、1万本中残りは700本程度という答えももらっているが、各団体の予算配分の見込みはどのぐらいの事業件数で考えているのか。

○市政戦略課長（佐藤文彦君）魅力あるまちづくり事業は、新年度1,517万円の計上であり、その配分は、あくまでも予算上にはなるが、行政区とか分譲地等自治会、また、市民活動団体が実施するまちづくり事業に関しては1,315万円、文化芸術団体が実施する文化振興事業は16件と見込んで80万円、最後に、既存の防犯灯をLEDに改修するとか、新たにLED防犯灯を設置する経費に122万円で計上させていただいた。防犯灯は、浅田委員がおっしゃったとおり市内に1万灯ぐらい防犯灯があるが、大体9,400灯、94%ぐらい改修が終わり、大分改修率が高まっていたところである。また、今後も町内会等の意向を聞きながら、LEDに対する改修の制度は検討していきたいと思う。

○委員長（四宮和彦君）暫時休憩する。

午前11時32分休憩

午前11時32分再開

○委員長（四宮和彦君）休憩前に引き続き、会議を開く。

ほかに質疑はないか。

○7番（石島茂雄君）予算ではないが、これからのことに関係して伺いたい、うちもほとんどLED化になったが、まぶし過ぎるなど弊害を言う方もいるし、私自身もぱっと見たときに光が強過ぎるのでその光量とか、位置とか、次回に取りつけるときにはそういうところを検討願いたい。

○市政戦略課長（佐藤文彦君）LEDは確かに明るい、LED設置の魅力あるまちづくり事業補助金は、地域がみずから考えて申請してくるもので、例えばここが暗いから防犯上必要という形でつけているので、その辺は地域の方々が相談して申請してきているものと認識している。

○委員長（四宮和彦君）暫時休憩する。

午前11時34分休憩

午前11時34分再開

○委員長（四宮和彦君）休憩前に引き続き、会議を開く。

○5番（重岡秀子君）移住定住促進事業、事項別は76ページ、その3は32ページ、かなり予

算の組み方が変化していて複雑なので、ここで整理するための質疑をしたいと思う。昨年、この予算は2,094万1,000円だったので今年は減っているように見えるが、その理由の一つは、昨日、観光建設委員会の中でかなり論議された地域おこし協力隊は今年4名とのことである。今までは総務費の中に入っていたものが産業や観光に行ったことについてお聞きしたいと思う。今までジビエとか鳥獣被害対策で2人の方がおられたが、その方たちはこの3月で終了となる。昨日のお話ではそのまま定住していただけるようなお話だったが、その辺はどのようなのか。

私の理解でいいのかわからないが、シティプロモーションに振ったのか、会計年度任用職員ということで364万円、さらに鳥獣で2人、400万円と理解した。その辺で地域おこし協力隊はいいのかわからない。

○**市政戦略課長**（佐藤文彦君）まず、移住定住促進事業の減額の主な要因は、国の地方創生推進交付金を活用し、移住就業支援事業補助金を昨年1,400万円ほど計上させていただき、3月補正予算にて提案させていただいた。こちらが条件に見合った利用者がいないため、減額をさせていただいた。昨年は16件見込んでいたが、新年度は6件を見込み、1件当たり100万円の支援金で600万円計上させていただき、その差し引きが減額の主な要因である。

もう一つ、地域おこし協力隊は今年度が3年目で、地域おこし協力隊としての任期はこの3月31日をもって終了するが、今まで取り組んできた有害鳥獣で出たお肉を活用し、ペットフードの商品化や有害鳥獣の皮を使った製品の活用という形で伊東市に定住定着する形で考えていただいている。また、地域おこし協力隊は、新年度についても観光方面でも活用し、同じく人は違うが有害鳥獣の関係で地域おこし協力隊を活用することで進行していくところである。

○**委員長**（四宮和彦君）暫時休憩する。

午前11時38分休憩

午前11時38分再開

○**委員長**（四宮和彦君）休憩前に引き続き、会議を開く。

○**3番**（大川勝弘君）さっきの浅田委員の質疑に戻るところもあるが、事項別明細書62、64ページ、庁舎維持管理事業で無停電電源装置バッテリーの交換で1,800万円、10年から15年ぐらいでバッテリーを交換することになっている。市役所は災害時の拠点になる。バッテリー容量や停電が起きないようにすることは伊東市の中で最も大切だと思うが、容量を大きくするとか、停電があったときにどのぐらいの容量、何時間ぐらいの停電に耐えられるのか、そういうものを計算されてどのような内容になっているのか、まず教えていただければと思う。

○**庶務課長兼選挙管理委員会事務局長**（小川直克君）今回お願いしている無停電電源装置につい

ては急な電源の喪失に備えるものであり、通常の業務を支えるというコンセプトではない。バックアップのシステムとしては、自家発電機を備えているので、無停電で一時的に電源を確保した後に、そちらの自家発電装置で発電したもので電源を確保する形になっている。自家発電装置に関しては、試算では重油を満タンにした状態で2日から3日程度もつと考えている。ただ、災害時は24時間稼働が期待される。実際には通常の業務とは離れたところがあるので、その辺は実態に応じた稼働時間になるかと思うが、運営も考えて電源が消失しない形で燃料の確保に努めていきたいと考えている。

○3番（大川勝弘君）続いて、64ページのいとう創造大賞の補助金についてお聞きしたい。毎年、100万円前後予算が組み込まれて、私も何回かいとう創造大賞、聞かせていただいたりしたが、正直100万円でやれる事業は限られている。どんなにいい意見を言っても予算がないという状況の中で、本当に100万円でいいのかという議論はされなかったのか、議論の中ではあるのかどうか、お聞きできればと思う。

○市政戦略課長（佐藤文彦君）いとう創造大賞は、平成29年度からみずから企画した提案に対して補助金を支給する制度をさせていただいているが、3年間を上限に補助をさせていただいている。1年目は定額の50万円以内、2年目は3分の2の33万3,000円、3年目は50万円の2分の1の25万円の補助上限額を設けさせていただいている。今年度は29年度にいとう創造大賞で最優秀提案になったJCフェスタが3年目を迎えることから、そちらの経費が25万円増額になったところである。50万円の中でどうかという話があるが、当初は定額の補助であり、もう一つ市民活動団体に向けた魅力あるまちづくり事業もあり、それとは別にこちらは審査を受けて通るということでグレードアップさせていただき、50万円としたところである。

○3番（大川勝弘君）今、魅力あるまちづくりの話が出たが、26ページの魅力あるまちづくり、各自治体が補助金をうまく使える状況であるが、ルールとして区が使うと町内会が使えないとか、使いにくい部分が出てきているように伺っている。区が使ってしまったから町内会が使えないというのも少し使いづらいルールになっていると思うが、そこら辺の議論がある中での予算案になるのか。

○市政戦略課長（佐藤文彦君）魅力あるまちづくり事業の中で、ある一定の決まりをつけさせていただいている。先ほど大川委員が言われたとおり、区は上限50万円としてやっているが、その理由は、区の中で皆さんで話し合いをして市に上げていただく形をとらせていただいている。区によってそれぞれ世帯が違う、町内会も存在することから、区にみずからどれが必要かという形で判断をお願いしており、それに基づいて市が支援している。逆にLEDはまた別のメニューとして創設させていただき、LEDに関しては町内会ごとの申請で上限等は特に設け

ることなくやらせていただいている。50万円のことはいろいろ考え方があるので、また引き続き考えていきたい。

- 3番（大川勝弘君）そこら辺はいろいろ意見があると思う。使いやすい補助金として検討していただければと思うので、よろしくお願ひしたい。

最後に、事項別明細書の76ページのオリンピックの予算で駅前の東口の広場の乗降口の整備という形で、今もう階段ができて手すりもできて、バスのものが塗ってあって、追加で何の工事をするのか、内容がわからなかったのて、こちらの詳しい内容を教えていただきたい。

- 行政経営課長（小川真弘君）伊東駅前のバス乗降場整備事業のことだと思うが、柵の改修に要する工事である。

- 5番（重岡秀子君）移住のところでもう少しお聞きしたい。事項別は76ページ、その3は32ページである。減額の要因はわかったが、新たに移住希望者向けの情報に特化したポータルサイトとかパンフレットを製作するというこて、情報発信事業として303万円ついていて、これも新しいのではないかと思うが、実際にどのようなポータルサイトなのか、もう少し内容を説明していただきたい。

もう一点、移住希望者に市内各所を案内するナビゲートは新しくないが、今年、60万円の予算が100万円になって去年よりふえていると思う。この辺、昨年こういう実績があったからとか、ふやした理由をお聞かせ願ひたい。これはR-s h i pというところに委託するのだと思うが、それでいいのかどうか。大きく分けて2点お聞きする。

- 市政戦略課長（佐藤文彦君）移住定住促進事業の新たなポータルサイトを設ける内容は、移住に特化したポータルサイトをつくり、そこから伊東市の移住希望者の方が見て一目でわかる入り口という形で作らせていただくものである。具体的にはこれからつくっていくが、想定として当然伊東市の案内、伊東市にはどういふ病院がある、どういふ学校がある、どういふ保育園があるというものをつくって伊東市の紹介をするるとともに、伊東市の支援策も載せさせていただきます。なおかつ、先輩移住者の声も載せていこうと考えているところである。

もう一つ、移住ナビゲート事業の予算は、去年は年度当初から移住ナビゲート事業がスタートすることができなかつたため、7月ごろからのスタートになったことから、新年度については4月から年間を通してナビゲートしていく予算を計上させていただいたところである。また、業者の選定方法については、昨年、公募型のプロポーザル方式でR-s h i pを選定させていただいたことから、ノウハウもあるので、新年度についても願ひする形で考えているところである。

- 5番（重岡秀子君）これは一度どこかで答弁していただいたように思うが、移住希望者の方が市内を回るというこて、何件ぐらいで、車で案内する等、実例があつたらお話しいただきたい

い。

それから、ポータルサイトも大事だと思うが、今のお話だとどこかに委託するのではなく、市が考えてやるということなのか、やり方についても決まっていたら願います。

- 市政戦略課長**（佐藤文彦君）ポータルサイトの製作方法は、市が独自でつくるわけではなく、見やすい感じのポータルサイトを考えているので、委託する予定で考えている。委託方法については、民間からのノウハウを取り入れていただき、こちらもある程度の仕様は市でつくらせていただき、公募型のプロポーザル方式で業者を選定していきたいと思っている。

ナビゲート事業の実績は、2月現在、9件の方を市内でナビゲートしたということで、内容としては、伊東に来て飲食店等を開業したいというような方が何件かこの中でもあった。ナビゲートを使っていただいた方で実際に移住された方が1組、2名いらっしゃる状況である。

- 5番**（重岡秀子君）余談かもしれないが、昨日、南部の不動産屋さんに声をかけられ、実はコロナウイルス問題が出てきてから不動産が非常に動いている。都会からこちらへ、別荘かもしれないが、そういう気持ちが動いていて、ちょっと違ったあれが出てきたという意見を聞いたので、今のナビゲートも重要だと思う。

1点、どんなポータルサイトをつくるのか、どんな内容を盛り込んでいったらいいのかは重要だと思う。ここにも県が実施する移住相談会に参加すると書いてあるが、さっきのオリンピックのように職員が派遣されているということもお聞きしたので、その辺のことで有楽町の県の移住相談センターにも、例えば若い人たちがどれぐらい、どんな問題意識を持って相談に来ているとか、そういうこともキャッチした上で分析して委託しないと、ちょっとずれたものになってしまうのではないかと思う。さっき課長がおっしゃった福祉の問題や伊東のサービスみたいなものを紹介することも大事だと思うので、行政との連携をとらないとまずいのではないかと思う。派遣している職員の方等の連携がそういうところでとれないのか、その辺をお伺いしてもよいか。

- 市政戦略課長**（佐藤文彦君）伊東市から静岡県東京事務所に1人職員が派遣されている。基本的には、県の東京事務所に派遣されているので、県の事業として首都圏企業への情報の収集、あとサテライトオフィスの誘致活動や企業研修の誘致活動、スポーツ合宿の誘致活動等に励んでいただいているところである。ただ、伊東市から行っている職員であるので、当然県のノウハウを学んで帰ってきてもらうとともに、企業合宿やスポーツ合宿、今のところはまだ目に見えて成果があらわれていないが、その辺は踏まえて活動しているところである。

- 5番**（重岡秀子君）その3の41ページの市民課窓口業務等委託事業、先ほどの条例の中でも出てきた。この辺について大綱質疑で答弁は多少いただいたが、もう一度これの目的、市民サービスの向上ということで、今年は委託費が4,300万円ぐらいで、これは去年から準備を

始め、あと3年間という債務負担行為でよろしいのか、その辺も含めて目的と期間をお願いしたいと思う。

- 市民課長（大川雄司君）本会議場でもお答えをさせていただいたが、円滑な交付による質の高い安定的な公共サービスということで答弁させていただいた。その中で具体的なところを申し上げると、メリットとして住民票、戸籍謄本等の証明類の請求の窓口を分けるところがポイントである。円滑な効果、すなわちスピードアップであり、委託にすると行政において人数を、繁忙期、曜日、時間帯に来庁者数の波がある。その人数に合わせてシフトを組み、速やかに交付申請を受け付けることが挙げられる。

また、手続の流れとして、現行は申請を受け付けたものを交付担当と受け付けた者との2回の確認を行っているが、交付担当は1人で行っており、交付に専念しているものではない。交付で手渡すときにいろいろ質問を受けたり、そのような対応をしていると確認審査がなかなか回らず、流れが滞ってしまうことがある。そこが委託になると、委託先の職員が申請の受け付け、プリントまでを行い、合致していることを確認した後、市の職員が確認審査をすることになる。確認審査の回数は変わらないが、交付担当は交付手数料受領に専念するため、滞りがなく、そここのところが速やかにいくと考えている。

また、質の高い安定的なサービスにおいては、委託先の職員は異動がないため、ノウハウの蓄積、法の深い理解をもって窓口対応ができることが挙げられる。市の職員は転出、転入、転居、それらの住民票の異動に関すること、出生、婚姻、死亡等戸籍の届け出は丁寧な説明、確認が必要であり、そこらに重点的に当たることで質の高い安定的なサービスを図っていきたいと思っている。

委託の期間については、令和2年12月から令和5年11月までの3年間である。

- 委員長（四宮和彦君）暫時休憩する。

午前11時57分休憩

午前11時58分再開

- 委員長（四宮和彦君）休憩前に引き続き、会議を開く。

午後1時まで休憩する。

午前11時58分休憩

午後 1時 再開

- 委員長（四宮和彦君）再開する。

- 5番（重岡秀子君）先ほどの窓口の委託の問題で続いて質疑させていただく。

先ほど目的を話されたが、1つ聞きたいのは、交付するものが、例えばコンビニでとれるようなものと、納税証明等の証明書であるが、先ほどの説明だと、委託業者が窓口でそれを渡す前に職員が点検をしなければいけないのか。そこが偽装請負ではないが、普通は、私はその中で割と完結できることを委託内容に選んだのではないかと思ったが、一回点検がされるのか。

○**市民課長**（大川雄司君）おっしゃるとおり、業務を委託に出したのは、窓口で申請を受けている証明書等を印刷して、その後、市の職員が確認審査をする。これは委託業者の中だけで回すと、交付してもいいかどうかの市の判断がどこにも入らなくなるので、それこそ偽装請負になってしまう。したがって、そこで市の判断を一度入れて、そこで交付について可否の決定をすることになる。

○**5番**（重岡秀子君）例えば窓口で仕事をする民間業者の人が、例えば住民票を申請に来て、住民票の写しを出すときに、市の職員にそのまま見せていいのか、それとも、民間委託業者の中で主任みたいな人があって、その人に渡して、その人と市役所の職員がやりとりをするのか。今まで給食センターの場合等も、栄養士同士はいいが、調理員には直接市の栄養士は指示ができないというのがあったが、どうか。

○**市民課長**（大川雄司君）委託先の事業者には責任者を置いていただき、市からの指導、指示がある場合には直接委託業務に当たっている皆さんではなく、責任者を通して行う。

○**5番**（重岡秀子君）そのシステムはわかったが、それでもなお、二重手間でも交付の申請等はスムーズに、今よりも時間短縮ができるという計算はあるのか。

○**市民課長**（大川雄司君）実際に速度をはかったわけではないが、また、これも始まっていないので計測はしていないが、交付に対して必要な確認は今までと同じ回数を行うということなので、事務所内で書類が回る距離が確かにふえるかもしれないが、実際に交付する際のところで現状を見ていると、窓口での問い合わせ対応にかかってしまって交付の作業がはかどらない。そのために確認が遅くなってしまって交付がうまくいかない、滞りを生んでしまうという状況もあるので、交付は交付に専念することによって、そのところが解消され、滞りも解消されるものと思っている。

○**5番**（重岡秀子君）承知した。ただ、民間でなければそういう流れがつかれないのかというところが、私は、例えば担当を決めて、今度はレイアウトを変更するので、交付の窓口はそちらへ分けて、もう伊東市も会計年度任用職員——今までも臨時職員もいるし、それによってシステムを変えればスムーズな、窓口を分けて、交付の窓口、それから、戸籍なんかは出生届は別で重要なので、市がやるということなので、そちらと分けて、今の市職員の中でもそういうシステムはとれるのではないかと考えるが、難しいのか。

○**市民課長**（大川雄司君）現行の人数で、今のようなフロアマネージャーも含めて分業の形にする

と、人数が足りなくなってしまう。そこもあって今回、委託ということになっている。

○5番（重岡秀子君）承知した。それに関して議場でも聞いたが、これにこしは人件費4,300万円で、来年もう少し高くなるかもしれないという、年間のこれは債務負担行為でまとめてなので、ちょっと年度がわからないが、そうすると、市民部長は民間に任せることによって市役所の正規職員を4人ぐらい減らすのではないかとか、ほかの部署へ持っていくとか、ほかの仕事をやってもらうということで、効率がいいのではないかとおっしゃったが、その辺の人件費にかかわって、本当に正規職員がこの仕事に携わらないで有効に行けるのか。人件費が逆に高くなってしまったりとか、この間の説明だと、とんとんぐらいであったが、どうか。

○市民課長（大川雄司君）本会議場で答弁させていただいたように、実際の委託料を上回るような人件費の削減としては、そこまで届くものではない。その中で、市民課だけで見ると、費用面での効果は確かに上がりにくいですが、行革の推進により市の職員が削減される中で、サービスの水準を維持しなければならない状況であり、人事異動による配置移転がない委託業者等においては、長期の委託契約を締結することで業務に対するスキルの蓄積が図られ、迅速、丁寧な対応をもってトラブルの減少につながることで、市民サービスの水準の維持向上が図られる。庁内全体で見た場合にも重点的、戦略的な事業に取り組むべき効果的な職員配置を行うという面で、効果を図れたと思っている。

○5番（重岡秀子君）現在も市民課にはかなりの臨時職員がいらっしやると思う。私たちが視察に行った高知市は、臨時職員がやっているような仕事を委託に持っていくので、人件費としては余り効果がないと言っていたが、私の考えでは4,300万円のうち、どれぐらい今よりふえる、もしふえるのだったら、その分で人をふやせないのかと思ったが、そうではないのか。4,300万円も委託費がかかるのだったら、それによってこちらの人件費を削減される部分があるとして、先ほど人数が足りないからスムーズにいかないと言ったが、ぴったりでなければ余ったお金で臨時職員等をふやすようなことはできないのか。

○企画部長兼市長戦略監（杉本 仁君）市民課の窓口委託をしなければ、その経費で臨時職員をふやすのに回せるかという質疑だと思うが、現在、採用の関係に関しても、正職員が必要な部署には正職員を配置することで、今回議場でも答弁した。そういう中で、市民課の窓口を民間委託することにより、4月1日からというわけではないが、12月から委託する。しばらくたった後には市の職員をもっと正規職員が必要な職場、例えば福祉の職場、教育の職場にも増員が可能だと考えている。

市の行政全体を考えた上で正職員を配置するに当たっては、今回の市民課の窓口の委託が一つの重要な要素になってくものと考えている。

○5番（重岡秀子君）またその辺は決算とか、いろいろ今後の市役所の職員の配置で、それは効

果があるのかどうかというのは検証していかなければならないのではないかと思います。

あとは、先ほど市役所の職員が一回点検するという事なので、最終的なミス等があった場合には、最終的には市職員が責任を持つということと、委託会社の責任ではなくて、何かあったときには点検は職員がやるのでということで、全体の責任は市でいいのかということと、これは決まっていなければ結構であるが、ごみの委託のときにも臨時職員がそのままそちらの職員になっていくようなことが考えられるので、今、窓口にいる臨時職員が、人数を少なくした場合、なれている人が民間に雇われるということもあると思うので、会計年度任用職員という制度もスタートしたばかりであるが、それに準じたような待遇が、その辺の約束や相談はないのか。それはもう民間にお任せなのか。

- 市民課長**（大川雄司君）ただいまの臨時職員の話であるが、特に委託先の事業者も、現在窓口でやっている臨時職員を雇いたい気持ちはあるようである。また、事業的にもそちらでいったほうがスムーズにいくだろうと私どもも思う。ただ、その際の雇用の内容については、私どもからこの金額にしてほしい等と提示する立場にはないので、そういう打ち合わせ等はない。

最初のミスしたときの件であるが、市の判断で交付することになるので、その判断が間違っていた場合は当然市の責任となる。

- 5番**（重岡秀子君）それに絡んで、その3の41ページ、市民課窓口の下にある住民票のコンビニ交付事業、882万6,000円であるが、この予算は何通ぐらいを予想しているのか。これはコンビニへ機械、器具などを据えつけるというか、そのリース代だと思うが、今までの状況だと利用がふえないために1通の値段が非常にかかっていると決算のときに聞いたが、その辺の計算はどうか。この予算にはそういうことは余り関係ないのか。どれぐらいの交付を予定しているか。

- 市民課長**（大川雄司君）委員の指摘される、その3、41ページの住民票等コンビニ交付事業であるが、882万6,000円の内訳は、システムの保守が237万6,000円、クラウドを利用しているので、そのクラウドの利用料が262万8,000円、コンビニ交付を利用することによってJ-LIS等に払う負担金が272万8,000円、コンビニ交付で証明書類が1枚出されるたびに、1枚当たり117円の手数料がかかり、この分として107万4,000円、あとは、コンビニ交付等のシステムがかかるときに点検をする必要があるので、その場合にかかる旅費が2万円という内訳である。

- 5番**（重岡秀子君）そうすると、手数料の見積もりで882万6,000円かかるが、それで割ると1通幾らぐらいになるか。

- 市民課長**（大川雄司君）882万6,000円を、今年度、今現在の交付数が604通あるので、1通当たりを単純に割ると1万4,612円となる。

- **6番**（浅田良弘君）その3の41ページ、先ほど重岡委員が質疑された市民の窓口、業務委託である。答弁を聞いていると本年12月からスタートということで、この委託先については今どのような状況になっているのか。
- **市民課長**（大川雄司君）委託の進行ぐあいだが、2月14日にプロポーザルを行い、その中で業者の選定を行った。結果として、埼玉県の業者に決定した。この後、契約をして、実際には6月あたりから職員の募集などを決める中で、また並行して私どものほうでもマニュアルの整備など、互いに打ち合わせをしながら、12月に委託事業を始めるというスケジュールである。
- **6番**（浅田良弘君）2月14日にプロポーザルで決定したということだが、プロポーザルに参加したのは埼玉にある会社1社だけなのか。
- **市民課長**（大川雄司君）募集をかけたところ、提案書は2社から出された。その書類を審査したところ、1社においては審査基準をクリアしていなかった。具体的には、書類の内容の書き方、そういうところに不備があったのと必要な書類がそろっていなかったため失格になり、1社だけがプロポーザルを行い、その基準の中で合格したということで現在に至っている。
- **6番**（浅田良弘君）この辺はしっかりとした審査が図られていると思うので、これ以上の質疑はしないが、先ほど重岡委員が質疑された現に臨時でいる職員の皆様については、委託業者が受け入れるようなお話があったが、その後、待遇の話になったときに市としてはそこまでは介入できないということだが、やはりそういう委託をしていただければ、職員の待遇についてもある程度お話をさせていただくことはできないのか。
- **市民課長**（大川雄司君）業者との間で、こちらからこの金額がどうだということは示せないが、現在、この後、会計年度職員になった場合の金額、給与等については先方にもお示しできるので、その中で業者で判断していただくことになるかと思う。
- **6番**（浅田良弘君）やはり待遇が悪くなることで働けないということになってしまうと、また引き継ぎ等がうんと大変になるのではないかというのは想像ができるので、ぜひその辺も踏まえて検討いただきたい。
- その3の29ページ、総合計画等策定事業である。これは第五次の総合計画を策定するというので、総合計画審議会の開催とあるが、この審議会を開催するのはいつぐらいの時期で、どういうメンバーで開催されるのか、そして最終的に期限はどのぐらいの審議会なのか、3点伺いたい。
- **行政経営課長**（小川真弘君）まず審議会がいつ開かれるかは、前回のやり方を見ていると、夏場の8月中旬から10月終わりにかけて開催をしているので、その間にかけて5回程度の審議会と、ほかに専門部会も2回ほどやっている実績があるので、同様の形になるかと考えている。
- メンバーについては、審議会条例上では30人以内で、市議会議員、教育委員会や農業委員

会の委員、公共的団体の役員、学識経験者からとなっている。また、国の地方創生推進室からの通知で、産官学金労言士というところの参画も重要であるという内容もいただいていることから、この辺を踏まえて参加をお願いする形になると思う。基本的には前回、商工会議所、観光協会、交通事業者、学校関係、市議会議員が委員になっていただいているので、このあたりが中心になるかと考えている。

期限については、議会への報告期限という形になると思うが、遅くとも12月定例会には間に合うようにしたいと考えている。

○6番（浅田良弘君）理解した。いろいろなメンバーがそろうということだが、メンバー的には、要するに第四次を策定したメンバー、第三次を策定したメンバーと余り変わらないということか。新しい発想を持っているような分野の人は参加されないのか。

○行政経営課長（小川真弘君）審議会条例上では、メンバーの規定があるので、基本的にはこういう形になるが、例えば学識経験者という項目もあるので、その辺はまた検討させてほしい。

○6番（浅田良弘君）次に、その3の30ページ、東京オリンピック・パラリンピック関係事業である。この辺の文章で、観客が安心・安全かつ快適に会場にアクセスできるよう運営の支援を行うというのは、どういう支援なのか。

○行政経営課長（小川真弘君）伊東駅と宇佐美の臨海テニス場跡地がパークアンドライドの出発地点で、JR伊東駅が電車で来た方の輸送地点ということで、こちらを使った観戦のお客様を会場であるペロドロームなどへ安全に運ぶ、そういった運営の支援を行うということである。

○6番（浅田良弘君）それと、大綱質疑にも出ていたその下のライブサイトは大画面ということだが、これは大画面を設置するのか、それとも違ったやり方でやるのか。

○行政経営課長（小川真弘君）ビジョンカーといって、車に大型テレビがくっついたようなものを連れてきて、そこに据えつけてみんなに見てもらおうことを考えている。

○6番（浅田良弘君）理解した。雨天の場合などは、基本的に中止なのか。

○行政経営課長（小川真弘君）雨天の際にどうするかというところまでは詰まっていない。雨天の程度などによって、開催が可能であれば開くとか、余り雨が多くて無理だなというところでは中止するといった判断になるかと思う。

○6番（浅田良弘君）理解した。

こういうことを聞いていいかわからないが、現実に東京オリンピック・パラリンピックの開催が微妙なところにあるみたいだが、そういった先々のことも考えているのかということで、この辺にオリンピックにかかわる事業、予算等で特にカットされたり、そういうものは出るのか。

○行政経営課長（小川真弘君）確かに最近、連日のテレビなどを見ていると、いろいろなところ

でいろいろな人がいろいろなことを言っていると感じている。ただ、正しい情報というのは1つであると思うので、担当として言えることは、今までどおりしっかり準備をしていくということを考えている。

予算的なものについては、警備にかかる費用が多いので、例えば中止になってしまえばそういったものをやらないで済む形になる。また、これまで使っているお金も、ミスとか、アピール事業というグーグルで店を登録してもらうようなものなので、後に残るようなものにお金をかけているので、効果的なものに予算をかけていると考えている。

○6番（浅田良弘君）理解した。

続いて、31ページ、窓口レイアウト等変更事業である。ここで気になったのは、色、番号等によるサイン表示ということだが、ピクトグラムみたいなものは使わないのか。

○行政経営課長（小川真弘君）ピクトグラムを使うかどうかというのはこれからの検討になるが、先進地などを見ていると、色分け、番号分けなどで、例えばこういう手続の方は何色の何番へ行ってくださいなど、細かい内容を言わなくても色とか番号でどんな方でも親切にわかりやすく説明ができるし、また行っていただけるのかなということで、そういうことを配慮した形で進めていきたい。

○6番（浅田良弘君）こういうことも現にあり得るかもしれないというところで質疑させてもらうが、色盲の人とか、そういう対応はどうするのか。

○行政経営課長（小川真弘君）あとはマンパワーというものもあるので、やはりそこはフロアマネジャーみたいな方も用意をするということなので、そういった形で職員で対応することになると思う。

○6番（浅田良弘君）その3の35ページ、市民相談事業については、当該年度、その前の年度も継続的にやられている事業だが、実際に予約がとりにくいものの中にはあると思う。中でも恐らく法律相談とか贈与相談が一番多いと思うが、なかなか予約がとれない状況の中でこういった相談員をふやすとか、日数をふやすというお考えについてお聞きしたい。

○市民課長（大川雄司君）相談の状況、回数等だが、実際あった法律相談については月に4回開催している。実際に状況を見ると、午前中に行っていて、相談は5回あるが、フルに全部埋まったという日は数日しかない。ただ、午前中であつたり、曜日が決まっているので、都合が合わない方もいる。そういう方については、社協でも法律相談を行っているので、そちらを案内して対応している。

○6番（浅田良弘君）理解した。

次に、消費生活対策事業である。今回、消費生活相談員が常勤する消費生活センターを開設するということだが、どこに開設するのか、また常勤の相談員というのは消費生活のいろいろ

なトラブルに対応されているような専門的な方なのか。

- 市民課長（大川雄司君）消費生活センターの場所は、現在のサービスセンターがあるところ、市民相談のところで行う。低層棟の2階である。

実際に配置する方々については、国家資格である相談員のものを取った方、もしくはそれに準じると市長が判断する者ということで配置を考えている。実際に現在では職員等が行っているが、研修等を重ねてそれなりの知識を得た方を配置して、対応したい。

- 6番（浅田良弘君）消費生活に関するトラブルは、個人の対応と事業者とか企業の対応と分かれていると思うが、今回、伊東市に開設されるところに常勤する方は両方とも扱えるような方か、それとも個人だけの消費生活トラブルを担当される人なのか。

- 市民課長（大川雄司君）消費生活センター自体は国で広く進められているもので、対象とするものは個人のトラブルとなっているので、伊東市についても同じように個人に限ったものとする。

- 6番（浅田良弘君）その3の42ページ、個人番号カード交付事業である。機構に委託するというので、昨年と当該年度については予算的に約1,100万円前後、今回は5,696万8,000円と金額的には多くなると思うが、今までの個人番号カードの発行事業と次年度に行う事業の違いについて教えてほしい。

- 市民課長（大川雄司君）個人番号カードの発行については、現在、全国でも15%という数字にとどまっている。これに対して、国でデジタル・ガバメント実行計画というものを策定し、令和5年度にはほとんどの国民がマイナンバーカードを持つようにするという計画を立てている。今回の事業はそれに沿った形で行い、実際には個人番号カードは市ではなくJ-LISへ申請し、そこでつくって、市へ届けられる。なので、J-LISがつくるに当たってかかる費用、または電話等の相談コーナーも設けるので、そちらの運営などにかかるものである。先ほどのマイナンバーカードのデジタル・ガバメント実行計画に沿った形で、今年度、来年度、そしてその後と交付数が飛躍的にふえるものと想定して事業費を載せており、そのための費用である。ただ、この金額が丸々歳入として県からというのもあり、J-LISへ支払うことになっている。

- 6番（浅田良弘君）理解した。伊東市でコンビニ交付もやっていて、このカードについては電子証明書みたいになっているものか。最初のころにつくったカードとは異なるということでしょうか確認したい。

- 市民課長（大川雄司君）最初のころというのは住基カードのことかと思うが、それとはまた違って、マイナンバーカードの交付となる。

- 5番（重岡秀子君）その1の92ページ、その3の40ページには静岡地方税滞納整理機構と

あるが、今まで滞納整理機構というのは、額の大きいもの、ちょっと悪質なものなど、一般的に県に助けてもらわないと徴収が難しいものと私は思っていたが、この辺の線引き、対象になるのはどういう例なのかと、ことし予想されている件数などがあつたら伺いたい。

○**収納課長**（渡辺拓哉君）具体的な線引きというのはないが、伊東市の現場としては、金額的にはおおむね100万円以上、あとは徴収困難な事例などを対象としている。

件数については30件で、来年度もその予定である。

○**5番**（重岡秀子君）その徴収困難というのは、押さえる財産がないなどということか。

○**収納課長**（渡辺拓哉君）そういった調査をした上で差し押さえる財産が見つからないというケースも含まれるし、例えば過去の経過によってこじれてしまった案件についても困難として挙げている。

○**5番**（重岡秀子君）滞納整理については以前もこの委員会で丁寧に聞いたので、基本的には変わっていないところだが、会計年度任用職員も収納率向上の事業で雇うということで予算も出されているが、ことしはコロナウイルスの中で税金を払うのが大変になる、例えば宿泊業者なども出てくると思うし、この辺の収納率向上事業というのも事情をよく捉えて丁寧な徴収をしていただきたいが、いかがか。

○**収納課長**（渡辺拓哉君）今般のコロナウイルスに関係する経済的損失というのは伊東市内においても多大なものであると思われる。そうした中で、収納課については、何か特別な対策をとるわけではないが、既存の制度である納税の猶予とか換価の猶予といった制度を活用して対応してまいりたいと考えている。また、今後、国などから特別な施策が示されれば、それに即して対応していきたい。

○**5番**（重岡秀子君）今、8階でも確定申告が行われているが、昨年12月までの所得等で確定申告がされていて、前年の収入とか所得で課税はされていくので、今仕事がなく大きなホテル等でもパートの人とか、うちで待機している方もかなりいるし、去年の所得で課税されると大変厳しいと思う。今、収納課のお話になった前年と今年と大きく収入が変わったり、仕事を失った人に対する税金の措置があることについては、意外と市民の方たちが知らないので、納税相談はこの際、重要なのではないかなと思う。うちの町では、分割で納税することは基本的に認めないということなので、納税相談はやっても市民が利用しないというようなことを前に聞いたと思うが、今年はそういうことをどのように周知していくか、ぜひその辺を丁寧にやっていただきたいが、その辺はいかがか。

○**収納課長**（渡辺拓哉君）先ほど申し上げた納税の猶予とか換価の猶予、こういった制度の要件の中に収入の減少等も挙げている。そういった既存の制度の中で対応していきたいと考えている。

○課税課長（萩原智世子君）徴収だけではなく、確かに委員がおっしゃられたとおり、課税側に対しても減免の制度があるので、そちらについても何らかの方法で周知はしていきたいと考えている。

○委員長（四宮和彦君）ほかに質疑はあるか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（四宮和彦君）質疑なしと認める。

次に、第3款民生費第1項社会福祉費第6目国民年金事務費及び第7目国民健康保険費について質疑を行う。事項別明細書は115ページからになる。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（四宮和彦君）質疑なしと認める。

次に、第4款衛生費第1項保健衛生費第6目後期高齢者医療費及び第8目環境衛生費第2項清掃費のうち、第5目地域汚水処理費を除く部分並びに第3項環境保全費について質疑を行う。事項別明細書は151ページからになる。発言を許す。

○5番（重岡秀子君）清掃費のふれあい収集のことについてお伺いしたいと思う。昨年からはまったふれあい収集は、162ページに93万5,000円という予算が出されているが、これは特に人件費がかかっているわけではなく、そこの経費が中心になっていると思う。今年度はどれぐらいの件数を目標にされているのか。今まで介護度が高い人でないと受けられない等いろいろな条件があったが、それを緩和していくということだった。それらはどのような周知をしていったかお伺いしたいと思う。

○環境課長（小澤 剛君）ふれあい収集の関係についてである。まず、本会議場でも答弁させていただいたように、要介護認定2から5の者を1から5の全ての要介護認定者に広げるということである。周知方法としては、ふれあい収集事業を始めたときにケアマネジャーとか包括支援センター等に周知してきた。また、その他にもバス停や病院にポスターを張ったりしてきたので、同様にそのような形で周知をしていきたいと思っている。目標件数については、ただいま2台で収集しているキャパシティが150世帯から200世帯の間と見込んでいるため、現在、67世帯を行っているが、150世帯以上を目指してやっていきたいと考えている。

○5番（重岡秀子君）それを利用している方たちからは非常に評判がよく、職員の方たちも非常に意欲を持ってやられていていい事業だと思う。昨年、介護度のある方ということで利用が少なかった原因は、対象者が限られるのか、介護度のある人はヘルパーが来たりしてごみを出してくれる人がいるとか、いろいろな条件があったと思うが、その辺の分析はどのようにされているのか。

○環境課長（小澤 剛君）少なかった点については、周知が行き届いていない部分もあるのでは

ないかと思っている。そういう意味でも、緩和することで、また再度表出しをすることで周知の強化を図っていきたいと思う。各ケアマネジャーや福祉関係の方については、いろいろ協力していただき、ヘルパーさんがやっているところもふれあい収集に移行した例もある。引き続き、そういう方たちの負担となっている部分を環境課のふれあい収集事業でやっていければと考えている。

○5番（重岡秀子君）昨年、条件についてはいろいろ面接をして柔軟にやっていくという話もあった。例えば要支援2でも、足が不自由な方でごみステーションまで非常に遠い。私の甥もそういうところがあり、しかもひとり暮らしで、そのような例もある。そういうものはケース・バイ・ケースで相談に乗ってもらえるのかどうか、その辺はいかがなのか。

○環境課長（小澤 剛君）委員のおっしゃるとおり、ある程度臨機応変に対応させていただいている中で、相談があれば現状を職員が見に行き、困難であれば要綱に明記した要件に当てはまらなくても現在もやっている状況である。引き続き行い、そういうことを周知していかなければいけないと思っている。

○3番（大川勝弘君）今と似たような質疑になるが、ふれあい収集の事業において、議場でも使用要件は要介護以上とか障がい者の級が決まっていると思うが、介護認定を受けている方は介護保険を使って、ヘルパーさんが入ってごみ処理等もやってもらえるものに対して、改めてふれあい収集を行っている状況になる。それはある程度二重にダブって使用できる状況になってしまうがために、議場で聞く限り使用者が割と少なかったイメージである。私も以前に一般質問でもやったとおり、24時間ごみ捨てができるところがあれば、ヘルパーさんが捨てて帰るとかやった経緯があるが、そこら辺の分析はどういう形で、今年の数と来年の数も含めて目標人数等があれば教えてもらえればと思う。

○環境課長（小澤 剛君）目標は先ほど申し上げたとおり150件以上を目指していきたいと考えている。前段の24時間捨てられるステーションについては、24時間体制で管理をしていかなければいけないことになり、ステーション自体は今現在使っている方が責任を持って管理していただくことになる。その辺で言うとマナーを守らないごみ出しがふえてくることになると、また難しいのかと考えている。

それから、介護と重なってしまう部分は、委員がおっしゃるとおりだと思う。ただ、その中で我々がやるということは、声かけ、安否確認等も含めながら、そういう機会をヘルパーさんが入っていない時間帯でも行けるといふ部分もある。二重に行うことで要支援者に対して手厚いサービスができるのではないかと考えている。

○6番（浅田良弘君）その3の104ページ、指定袋製造の部分について、一昨年、指定袋をつくってもらった業者さんが変わり、若干金額が安くなっているのかと思う。ごみの減量化がどん

どんと進んでいるという話をよく聞くが、指定袋はその割には毎回同じような予算が上がってくる。ここら辺については何か予算を上げなくてはいけない理由みたいなものはあるのか。

○環境課長（小澤 剛君）委員がおっしゃるとおり、ごみを減量化することにより指定ごみ袋の必要数が減るのではないかというお考えがあるかと思うが、我々は今、大体同じぐらいの枚数を毎年つくるという予算組みをしている。それについては、今般、台風被害があったように、急遽有事があつてごみが大量に発生することもあるので、それに対応するために予算的には確保させていただいている状況である。

○6番（浅田良弘君）続いて、その3の105ページ、ごみ減量・再資源推進事業である。これからの質疑は全てその3で行うので、ページ数だけ申し上げる。資源ごみ集団回収奨励事業は300万円の予算がついているが、以前、子供会や町内会が資源ごみを出すというようなことがあった。最近では子供会も子供が少なくなったりして、こういった資源ごみの回収事業等をやむを得ずやめているところも多々あると思う。この300万円の内訳はどのようになっているのか。

○環境課長（小澤 剛君）内訳に関しては、対象となる会が子供会、老人会、町内会、女性の会、PTA、その他という形になっている。今、子供会が15団体、老人会が5団体、町内会が25団体、女性の会が4団体、PTAが4団体、その他が50団体の計103件となっている。金額で今年度は229万6,000円ぐらいを支出する予定になっている。単価については、実際に出していただいた数量に応じて金額を掛けて出している状況である。

○6番（浅田良弘君）グラムではなく数量だと理解する。

続いて、その下のごみ処理容器について、当該年度は昨年度に比べて約半額の予算になってしまっているが、その3の105ページ、一番下の生ごみ処理容器等設置費補助事業に関して、これは容器を必要としている人が少なくなったから予算が減ったと理解してよいのか。

○環境課長（小澤 剛君）委員のおっしゃるとおり、ここ数年の実績を見た中で仮に出るという予算で設定させていただいた。

○6番（浅田良弘君）万が一、故障が出た場合は市のほうである程度面倒を見てくれるのか、それとも購入された人の責任になるのか。

○環境課長（小澤 剛君）買うのは小売店から買うので、保証の部分はそこの関係になると思う。補助対象については、3年経過すれば再申請できるようになるので、例えば故障して使い物にならなくなってしまえば、3年待っていただければ、次のものを買ってまた支援を受けられるという形になっている。

○6番（浅田良弘君）続いて106ページの散乱ごみのところで不法投棄未然防止ということで、前回事業としてあったのかどうか記憶にないが、防犯カメラ等の設置というものがふえている。

去年、おとしのものを見たがなかったので、防犯カメラの設置は次年度から、どういう箇所に何台ほど設置するのか、詳しいことがわかれば教えていただきたい。

- 環境課長**（小澤 剛君）まず、これまでの実績は、平成30年に一度カメラを購入している。それは市の環境課で管理している旧屠殺場の入り口に設置している状況である。新年度については9台購入を予定しており、設置場所については松原林道、湯川林道、万葉の小道、中部横断道路、亀石峠等を検討している。
- 6番**（浅田良弘君）5台なのか。
- 環境課長**（小澤 剛君）上下線で1台ずつ2台のイメージである。
- 6番**（浅田良弘君）以前にも課長に話をしたが、毎朝、競輪場の泉・城星線に散乱ごみというか、ビニールに入ったごみがほぼ毎日のように落ちている。そのままにしておいてくれば回収に行くということであるが、そういったごみの中を調べて、どういう人かという人物特定の調査はするのか。
- 環境課長**（小澤 剛君）委員のおっしゃるとおり、実際に拾ったときに中身を確認する。その中で個人が断定できる場合は、伊東警察署と協力して、その方に対して指導をしていくということを行っている。
- 7番**（石島茂雄君）106ページの不法投棄未然防止のところで質疑したい。うちの近くの林道に冷蔵庫の資源ごみが放置されていて、電話して確認してもらったところ、所有者にまず連絡する。すぐに行ったら、不法投棄であると張り紙はしていただいた。その後どうするのかといたら、所有者を特定しない限り回収はできないので、しばらく様子を見ることになった。それから10日ぐらいたつが、いまだにそのままである。そういうものの予算や撤去については、どのようにお考えなのか。
- 環境課長**（小澤 剛君）まず、不法投棄については、原則として土地の所有者が管理することになっているので、勝手に捨てられるという理不尽な部分ではあるが、土地を管理する上でも、そういうところも含めているということで、土地の所有者が責任を持って処分するのが第一原則である。我々の予算で持っているものは、公共用地等に捨てられた不法投棄物の回収に係る費用については市の予算で持っている状況である。
- 2番**（長沢 正君）先ほど浅田委員からあったものと同じであるが、事項別明細書158ページの生ごみ処理容器等購入費補助金について、予算が半分になっていた理由は理解した。実績として、今、コンポスト容器購入費の2分の1を上限として4,000円まで、あと電動式が3万円までとあるが、それぞれの実績を教えていただきたい。
- 環境課長**（小澤 剛君）ここ3年ほどの実績をお答えさせていただく。平成29年度については電動式が5機、コンポストが20機、平成30年度については電動式が9機、コンポストが

26機、本年度については1月31日現在、電動式が5機、コンポストが17機となっている。

○2番（長沢 正君）もう一点、事項別明細書156ページの真ん中辺のごみ収集経費の中の指定袋製造運搬委託料が4,391万円あるが、今現在、コロナウイルスの関係でマスク不足がある。原因は中国で生産されているものが多いということである。たしかごみ袋についても中国でつくられていると聞いたが、これに対しては現状大丈夫なのか伺いたい。

○環境課長（小澤 剛君）委員がおっしゃるとおり、受注は国内の業者が請け負っているが、下請で中国に出してごみ袋をつくっている状況である。そういう中、実際に下請に入っている中国企業が今操業をストップしている状況の報告を受けている。今、受託者が在庫の中で何とかやっている状況であるが、その中で一般家庭用の45リッターの手さげタイプが、この3月、あと3週間ぐらいあると思うが、最後の1週間ぐらいで足りなくなる可能性があるという報告を受けている。45リッターの場合は手さげタイプと平タイプがあるので、何とか手さげタイプを平タイプに代用して使っていただく形で市民の皆さんに協力していただきたいと考えている。

○2番（長沢 正君）最後に、今回は4,391万円という予算であるが、今後、リスク回避という形で分散して仮に予算がこれ以上、上がるようなことがあっても、将来的にリスク回避のために日本で生産する、中国以外で生産する等は考えていないのか。

○環境課長（小澤 剛君）新年度、令和2年度については、本年度に既に業者が決まっている。その業者については中国とマレーシアに2ライン持っている。今回、中国がとまっても大丈夫だということで4月最初からはちゃんと物が入るような状況になっている。委員がおっしゃるように、今回のことを教訓に、その辺のリスクを回避する手段も今後検討していかなければならないと思っている。

○委員長（四宮和彦君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（四宮和彦君）質疑なしと認める。

10分間ほど休憩する。

午後 2時 4分休憩

午後 2時14分再開

○委員長（四宮和彦君）休憩前に引き続き、会議を開く。

次に、第9款消防費について質疑を行う。事項別明細書は233ページからになる。発言を許す。

○3番（大川勝弘君）今回、駿東伊豆消防組合の負担金で9億5,532万3,000円とついている。これは7市町で共通経費負担と個別経費負担という形で構成されていると思うが、人

口別で見ると、負担割合がどうなっているのかと思う。負担割合の決め方についてお聞きできればと思う。

○**危機管理部長兼危機管理監**（村上 靖君）負担割合であるが、負担割合の基礎になっているのが平成22年度から平成26年度の5カ年の決算の平均が基本になっている。それと、基準財政需要額を組み合わせ、徐々に基準財政需要額に移行するという形である。そういった中で、5年後には完全に基準財政需要額に移るということで、激変がないように1年ずつ、少しずつ基準財政需要額に近づけている状況である。

○**3番**（大川勝弘君）わかった。5年後にはきちんとした状態になるということで理解した。

あと、その3の163ページで、自主防災組織育成事業に対してであるが、今、5月ぐらいに各町内とか区に防災の道具で何が必要か、年末に支給するような状況が続いている。その中に要望として多いのが、ヘルメットがないという話をよく伺う。私もきのう、議会で配られたヘルメットがポリカーボネート製ヘルメット、使用期限が3年になっていて、ヘルメットは思ったより使用期限が短いなというのを改めて印象を受けた。なぜヘルメットがないとか、そこから辺、この予算に含まれないのかをお聞きできればと思う。

○**危機管理部長兼危機管理監**（村上 靖君）自主防の交付資源については、毎年要望をとって、その中で対応しているところである。ヘルメットについても、自主防のほうには配っている状況がある。その中で、昨年度も226個という形で実際にヘルメットを配付させていただいている。また希望があるところがあれば、言ってもらえれば、予算の範囲内で自主防に配りたい。

○**6番**（浅田良弘君）その3の162ページ、消防団員活動服等整備事業で、30年度、31年度、当該年度に関しては予算が200万円だったのが、次年度については1,200万円。たしか議場でも大綱質疑でも質疑があったTシャツとか新しい消防服ということで、1,000万円ほど上乘せしないと、今の消防団にそういうものが買えないというか、用意できないのか。また、TシャツはどのようなTシャツか。

○**危機管理部長兼危機管理監**（村上 靖君）今年度が1,200万円になった理由であるが、活動服は1着2万2,000円程度という形になる。その活動服を全団員に配付するというところで、506人分を考えている。そういった中で、今回は予算額的にはかなり大きくなっている状況がある。Tシャツについては、金額的には1,650円ということで、それも全団員に対応したいと考えている。

Tシャツであるが、2日間かけて市長と夜警激励に分団を回った中で、夏の活動服が欲しいという意見も数多くあった。夏の活動服は、確かに薄いものであったり、半袖であったりするものも確かにあるが、熱中症対策として欲しいという意見だったので、そういうものの対応を考えたが、夏の活動服まで全員貸与することは非常に難しいということで、例えば、作業であ

ったり、捜索であったり、活動に危険のない範囲においてTシャツを着ていただくということで、当然火災等においては、Tシャツで活動するということでは考えていない。

○6番（浅田良弘君）わかった。制服とTシャツはいつごろ配付予定か。

○危機管理部長兼危機管理監（村上 靖君）貸与等をいつするかであるが、4月に団員の入れかわりが多くある。毎年2割程度入れかわるかと思うが、その中でかわった団員の皆さんのサイズ等も確認をした中で貸与する形にはなると思うので、実際いつまでということではないが、なるべく早期に配付をしていきたいと考えている。

○6番（浅田良弘君）わかった。

次の耐震性貯水槽建設事業は、当該年度も1,400万円の予算で門野中学校敷地内につくるということで、今度斎場地内である。これは門野中学校に設置する水槽100tクラスと同じようなものを設置するのか。

○危機管理部長兼危機管理監（村上 靖君）今年度は門野中学校ではなく、門野球場の駐車場に設置したものが100tである。容量的には全く同じであるが、あとはタイプがネットRBであったり鋼製であったり、あと円形であったり、形の差はあるが、容量的には全く同じものを設置場所に合わせて選択していく形になる。

○6番（浅田良弘君）続いて、163ページ、総合防災ガイドブック作成事業で、伊東市でも今回新たに防災のガイドブック、ハザードマップの図がふえるということで、主に危険箇所、避難所等の各種防災情報ということであるが、今までのガイドブックと違う点、新たにつけ加えるような更新する点はどういうことか。

○危機管理部長兼危機管理監（村上 靖君）内容について大きく変わるところは、川の浸水区域が、以前は100年に1回の災害の規模で考えていた。最大雨量が24時間で385mmということであったが、今回は、県の想定がまた見直されて、1000年に1回ということ、最大の24時間雨量が831mmである。そういった形で、浸水を想定する川、大川であるが、23haから81.2haに広がったことがまず大きくある。

もう一つは、土砂災害警戒区域も、以前つくったときには252カ所であったが、今年度中に県のほうが全部指定を終わることで今進めているところである。そうすると、369カ所が新たに指定される。指定箇所もかなりふえてくると、あと火山の噴火についても、以前は火口の出現する可能性のある範囲が2kmであったが、これも見直しを行い、陸域では3.5、海域では3.0に変わっている。

自分の住んでいる地域がどういう地域なのか、どういう危険性があるのかをまず知っていただくことが大事だということで、今回更新をさせていただくことになった。

あわせて、気象庁からも警戒レベルの1から5ということで、避難を促すために、そういっ

たことも行っているのですが、避難がスムーズに、避難をしていただくことに結びつくようなガイドブックにしていきたいと考えている。

- **6番**（浅田良弘君）緊急警報が変更されるような、ニュースで聞いたようなことで、そういったことは聞いていないか。段階は今5段階あるが、それを何段階かに違うように。
- **危機管理部長兼危機管理監**（村上 靖君）警戒レベルの1から5ということでスタートしたところがあるが、これがわかりにくいところもあり、避難指示と避難勧告、その差がわかりにくい。そこを区別する必要があるということで、いろいろ検討を今されているようである。その結果、今回のガイドブックに反映できるかはわからないところもあるが、今検討されていることは承知している。
- **6番**（浅田良弘君）164ページ、防災用資機材整備事業で、防災用資機材整備事業に関して、本市の貯蔵ということでいいのか。本市に貯蔵箇所があり、そこに入れるものということでいいのか。
- **危機管理部長兼危機管理監**（村上 靖君）委員指摘のとおり、防災資機材整備事業については、市のほうで災害に備えて備蓄していくものである。その中で、アルファ米であったり、ブルーシートであったり、避難所に備蓄する発電機であったり、段ボールハウスであったり、そういったものを主に購入して、災害に備えるためにということである。
- **6番**（浅田良弘君）ご承知のとおり、今回、コロナウイルスでマスクの貯蔵も、各自治体でふやすとか、新たに貯蔵する話がある。新たな災害とっていいのかどうかかわからないが、コロナウイルスのような状況のものに対応するために、マスクとかガーゼとか、そういうものの貯蔵は考えているのか。
- **危機管理部長兼危機管理監**（村上 靖君）マスク等は、感染防止に関する用品であるが、ある程度、市のほうでも保管はしている。その数が十分かというところには若干の課題はあるかと考えているが、現段階だと、供給が追いついていない状況もあるので、この後、供給が十分できるような状態になった段階で、また備蓄数をふやす等を検討して配置をしていきたい。
- **6番**（浅田良弘君）わかった。

最後の質疑になるかと思う。災害時遺体措置事業は、昨年も同じような金額で予算が計上されていたが、遺体収容所の運営に必要な消耗品、備品はどういうものか。
- **市民課長**（大川雄司君）今回想定しているものは、遺体を収容する納体袋というもので、においであるとか菌であるとか、そういうものを通さない非透過性のもの、そういう10枚入りのものを1セット予算計上している。
- **6番**（浅田良弘君）そういった袋に関しては、ある程度年数が経つと、ポリエステルとか、よく破けたりしてしまうが、そこら辺についてはある程度消耗期間があるのか。

○市民課長（大川雄司君）購入に当たって業者に確認したところ、品質保証は5年ぐらいがめどであると聞いている。

○委員長（四宮和彦君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（四宮和彦君）質疑なしと認める。

次に、第12款公債費について質疑を行う。事項別明細書は291ページ及び292ページになる。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（四宮和彦君）質疑なしと認める。

次に、第13款諸支出金について質疑を行う。事項別明細書は293ページ及び294ページになる。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（四宮和彦君）質疑なしと認める。

次に、第14款予備費について質疑を行う。事項別明細書は295ページ及び296ページになる。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（四宮和彦君）質疑なしと認める。

以上で歳出の質疑を終了し、次に歳入の質疑に入る。

まず、第1款市税について質疑を行う。事項別明細書は7ページからになる。発言を許す。

○5番（重岡秀子君）こここのところ、市民税は28年ぐらいから微増だったり、余り下がったことがないということで、昨年の予算のときにも増額だったので、今回の個人市民税で1億6,783万3,000円前年より下がる見込みが非常に大きな数字に思える。どういう分析をしてこういう予想を立てられたか。次の法人市民税に関しても、消費税絡みなのかもしれないが、その辺の下がったことが気になるので、中身をもう少し教えてもらいたい。

○課税課長（萩原智世子君）個人市民税については、既に今年度の収入率がかなり落ちている。

その辺の具体的な分析についてはまだこれからにはなるが、議場でも説明があったとおり、国の推計のところでは、穏やかに経済状況は回復しているということであるが、一部貿易などを中心に足踏みが見られるという話が出ている。伊東市においては、経済回復の数値が、特に昨年については見られなかったことがあるように感じるところで、そこら辺を酌んで個人市民税については減額する見込みを立てた。

法人市民税については、平成30年4月から始まる事業年度において、国税の法人税が既に0.2%税率が引き下げられている。住民税については、法人税の決算を受けて、これに対し

て課税をすることになるので、30年4月1日からの事業年度であると、既に平成31年4月からのところで影響を受けることになっているので、法人市民税についても、今年度はかなり減額するものと見込まれている。

さらに、法人市民税そのものの税率についても、昨年10月1日から始まった事業年度について、税率が3.7%引き下がることになっているので、それについては令和2年度の10月以降に決算が出されたところからかなり影響があると見込んだので、今回は大幅な減額することで見込みをさせていただいた。

- 5番（重岡秀子君）消費税は10月に値上げになったので、それまでの間にもかなり市内経済は落ちていたのかということで気になった。

もう1点、入湯税も1,231万円の減額で、入湯税もこのところ微増みたいな感じだったので、その辺については、例えば何か特徴があるのか。ホテルが減っているとか、そういう何かがあれば教えてもらいたい。

- 課税課長（萩原智世子君）入湯税については、過去10年間の推移を見ると、23年度までのところは対前年度で減額の状況が続いていたが、それ以降は上がったたり下がったりという状況があった。報道などにも出たとおり、昨年については、入湯客数は減少が見られたところであり、特別徴収利用者数は確実に減少を続けているところがあるので、入湯税についても減額を見込んで計上した。

- 委員長（四宮和彦君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（四宮和彦君）質疑なしと認める。

次に、第2款地方譲与税から第22款市債までについて一括質疑を行う。事項別明細書は9ページからになる。発言を許す。

- 5番（重岡秀子君）先ほどの消費税と絡むが、事項別明細書の11ページから12ページにかけて、地方消費税交付金は、消費税が10%になったことで、上がるはずである。2億6,000万円の増になっているが、これは景気の変動を受けるのかどうか。これはどのような予想の上で出されたのか。この中で率の変化もあったと思う。

- 財政課長（木村光男君）地方消費税交付金は、委員指摘のとおり、対前年度で2億6,000万円増、率としては21%増で計上している。これに関しては、景気の動向は当然もろに受ける。ただ、今回の予算計上の基礎としては、県税の推計において、令和元年度の交付状況もこれから県の推計から、県の予算においては、対前年度当初予算比で24.7%という状況になっている。したがって、本市としては、端数の調整の意味もあるが、県の予測数値に近い形で21%、トータルでは15億円の計上をした状況である。

○委員長（四宮和彦君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（四宮和彦君）質疑なしと認める。

以上で歳入の質疑を終了し、次に債務負担行為以下、その他の予算の定めについて一括質疑を行う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（四宮和彦君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

○5番（重岡秀子君）今の市税の問題でも、コロナウイルスの前から、市内経済が大変厳しい状況にあるということで、今年度はこの予算がどのようになっていくのか、柔軟な組み替えとか補正予算も必要になるのではないかと考えている。

市民課の窓口などで少し理解できないというか、疑問に思うところもあるが、市役所が本当に困ったときに市民が相談できる、力になることがこしは特に必要なのではないかと思う。市全体の経済の動向や、市民の皆さんのことを丁寧に考えて、場合によっては、予算の組み替えとか基金の取り崩しとか、そういうことで市民生活を守るために努力していただきたいことを要望して、予算に賛成したい。

○委員長（四宮和彦君）ほかに討論はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（四宮和彦君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。

市議第57号中、本委員会所管部分は原案を可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛成者挙手〕

○委員長（四宮和彦君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

○委員長（四宮和彦君）日程第9、令和2年度における常任総務委員会所管事務調査の継続調査についてを議題とする。

資料配付のため、暫時休憩する。

午後 2時38分休憩

午後 2時39分再開

○委員長（四宮和彦君）休憩前に引き続き、会議を開く。

お諮りする。本委員会においては、1、行政運営及び財政運営に関すること、2、事務の近代化、合理化及び能率化に関すること、3、海外各都市との友好親善に関すること、4、特定の重要施策の企画立案など政策推進に関すること、5、戸籍住民記録の整備に関すること、6、消費生活対策、交通安全及び防災対策に関すること、7、環境保全、清掃行政に関すること、8、市営霊園に関すること、9、国民健康保険及び後期高齢者医療に関すること、以上9件の所管事務について令和2年度中継続調査をすることとし、議長に申し入れたい。

これに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（四宮和彦君）異議なしと認める。よって、さよう決定した。

○委員長（四宮和彦君）以上をもって日程全部を終了した。

重岡委員は、市議第63号について少数意見を留保するか。

○5番（重岡秀子君）留保する。

○委員長（四宮和彦君）委員会審査報告の案文については、正副委員長に一任願う。

○委員長（四宮和彦君）これにて常任総務委員会を閉会する。

○閉会日時 令和2年3月13日（金）午後2時40分（会議時間3時間17分）

以上の記録を認める。

令和2年 3月13日

委員長 四 宮 和 彦